

第三回國會議院人事委員會會議錄 第十一号

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 赤松 勇君 理事 生悦住 貞太郎君

理事 玉井 祐吉君 淺利 三朗君

中野 武雄君 根本龍太郎君

菊川 忠雄君 島上善五郎君

前田 種男君 松澤 兼人君

高橋 順一君 長野重右衛門君

最上 英子君 吉田 安君

大島 多藏君 水野 実郎君

相馬 助治君 徳田 球一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

大藏大臣 泉山 三六君

國務大臣 植田 俊吉君

文部大臣 下條 康隆君

農林大臣 周東 英雄君

労働大臣 増田甲子七君

出席政府委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君

總理院事務官 鈴木 俊一君

臨時人事委員長 淺井 清君

總理院事務官 岡部 史郎君

大藏事務官 今井 一男君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

十一月二十六日

委員船田幸二君辭任につき、その補

欠として大島多藏君が議長の指名で

委員に選任された。

十一月二十五日

熊谷市の勤務地手当地域給を甲地域

に引上の請願(馬場秀夫君外一名紹

介)(第四〇七号)

國家公務員法改正に関する請願外三

件(石川金次郎君紹介)(第四四五号)

國家公務員法改正に関する請願(富

永格五郎君紹介)(第四五四号)

同(赤松勇君紹介)(第四九〇号)

同外七件(石川金次郎君紹介)(第四

九一号)

生輝村の勤務地手当地域給を乙地

域に引上の請願(佐々木盛雄君紹介

(第五一三号)

東八田村の勤務地手当地域給を乙

地域に引上の請願(大石ヨシエ君紹

介)(第五四〇号)

食糧配給公團に公務員法適用反対の

請願(徳田球一君紹介)(第五四八号)

國家公務員法改正に関する請願外七

件(石川金次郎君紹介)(第五五三三

號)

國家公務員法改正に関する請願(佐

々木更三君紹介)(第五五四号)

國家公務員法改正等に関する請願

(前田種男君紹介)(第五五五号)

國家公務員災害補償法制定に関する

請願(松澤兼人君紹介)(第五五六号)

國家公務員法改正に関する請願(島

上善五郎君紹介)(第五八〇号)

八幡濱市の勤務地手当地域給を甲地

域に引上の請願(井谷正吉君外八名

紹介)(第五八一号)

國家公務員法改正に関する請願外二

件(木下榮君紹介)(第五九八号)

同外三件(井出一太郎君紹介)(第五

九九号)

同外九件(吉川久衛君紹介)(第六〇

〇号)

國家公務員法改正に関する請願(田

中松月君紹介)(第六〇一号)

同外一件(松原一彦君紹介)(第六〇

二号)

同(前田種男君紹介)(第六〇三三

号)

同外二十件(石川金次郎君紹介)(第

六〇四号)

國家公務員法改正に関する請願外二

件(松澤兼人君紹介)(第六〇五号)

同外十五件(野澤勝君紹介)(第六〇

六号)

國家公務員法改正に関する請願(石

神啓吾君外一名紹介)(第六三七号)

同外十三件(石川金次郎君紹介)(第

六三八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

國家公務員法改正に関する陳情書

(北海道立岩内高等学校横式信義外

六十五名)(第三九六号)

寒冷雪害地域給制度確立の陳情書

(北信五縣地方労働委員会委員長岩淵止

表新瀉縣地方労働委員会委員長岩淵止

(第三九七号)

國家公務員法改正に関する陳情書外

六件(岩手縣實業郡湯口小学校杉林

正孝外六十名)(第三九八号)

瀧澤養所職員の待遇改善に関する陳

情書(大島青松園入園者代表山田武

義)(第四〇六号)

國家公務員法改正に関する陳情書外

六件(岩手縣氣仙郡小友村宇瀬澤六

十一番地佐藤五三太外五十三名)(第

四〇九号)

本日の會議に付した事件

國家公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七号)

○角田委員長 これより開会いたしま

す。

前會に引続き、國家公務員法の一部

を改正する法律案を議題として、その

審査を進めます。前田種男君。

○前田(種)委員 この際總理大臣の出

席を得ましたので、二、三の点につい

て、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

まず第一点は二十四日の新聞を

見ますと、吉田總理大臣談話というこ

とで、どうも公務員法の審議が野党が

消極的な態度をとつて遅延している。

はなはだ遺憾であるというふうな談話

が発表されているのでございます。私

たちは八日に再開されました本委員会

に、九日から連日この委員会を進めて

きているわけでございます。その間政

府も非常な多忙であつたと思ひます

が、われわれの要求するように總理大

臣の出席、その他の大臣の出席がなか

なかはばかしく行つていないという

ことは、この委員会の経過を見ても明

らかな事実であるわけでありまして、特

に日にちが逼迫するともに三、四日

前から總理大臣の出席を私は要望いた

しまして、きのうも本會議が済み、あ

るいは各党代表との會議が済み、そ

の足でここに見えろと思ひつ、午後

遅くまで委員会をやつておりました

が、總理大臣は帰られたというふうな

ことで、実は啞然としたわけでありま

す。あますところ数日を残しておりま

すところの會期中において、しかも重

要な案件のかかつていますところの本

委員会には、何はさておいても總理大

臣が積極的出席されて、むしろこの

審議を督促する立場をとつてもらわな

ければならぬと私は考えます。今日ま

での実情から申しますと、野党が消極

的であり、いたすらに遅延するといふ

のではなく、むしろ政府並びに與党が

不熱心であると私に言われれば言え

るのです。今日も與党は一人も来てい

ない。議會勢力からいへばかりに少數

党であつても、この至上命令とて言

われておりますところの國家公務員法

を通過せしめるためには、總理大臣み

ずから陣頭に立つて、議會に來て、

この委員会をリードするような熱意が

あつてこそ、初めて本法案がスムーズ

に審議が進むと私は考えます。はたし

てこの法案を會期中に上げるというこ

ころの熱意が那邊にあるかという点

を、まず最初に總理大臣にこの際明確

にひとつ承つておきたいと考えます。

○吉田國務大臣 昨日は私が出席でき

ないために、諸君に御迷惑をかけたそ

うですが、これは全然私の知らないこ

ころであつて、御要求のあつたことを

知らなかつたために、これは故意の欠席

はして、きのうも本會議が済み、あ

るいは各党代表との會議が済み、そ

の足でここに見えろと思ひつ、午後

遅くまで委員会をやつておりました

が、總理大臣は帰られたというふうな

ことで、実は啞然としたわけでありま

す。あますところ数日を残しておりま

すところの會期中において、しかも重

要な案件のかかつていますところの本

委員会には、何はさておいても總理大

臣が積極的出席されて、むしろこの

審議を督促する立場をとつてもらわな

ければならぬと私は考えます。今日ま

での実情から申しますと、野党が消極

的であり、いたすらに遅延するといふ

のではなく、むしろ政府並びに與党が

不熱心であると私に言われれば言え

るのです。今日も與党は一人も来てい

ない。議會勢力からいへばかりに少數

党であつても、この至上命令とて言

われておりますところの國家公務員法

を通過せしめるためには、總理大臣み

ずから陣頭に立つて、議會に來て、

この委員会をリードするような熱意が

あつてこそ、初めて本法案がスムーズ

に審議が進むと私は考えます。はたし

てこの法案を會期中に上げるというこ

ころの熱意が那邊にあるかという点

を、まず最初に總理大臣にこの際明確

にひとつ承つておきたいと考えます。

○吉田國務大臣 昨日は私が出席でき

ないために、諸君に御迷惑をかけたそ

うですが、これは全然私の知らないこ

ころであつて、御要求のあつたことを

知らなかつたために、これは故意の欠席

ではないのでありまして、決して悪意があつたわけではありせん。この点は御了承願ひたいと思ひます。それから私の声明に対してその責任は政府にありという御意見はごもつともであります。われ／＼から申すと、お互いさまによくなかつたのではないか。これは政府も今後努めますが、どうぞ諸君におかれても十分政府に御協力を願ひたいと思ひます。この問題はしばしば申すようでありまして、前内閣以来公約された問題で、私どもとしては必ず諸君におかれても、殊に吉田内閣の興亡の諸君におかれては、十分當時御研究も積んでいられるものと考え、むしろわれわれの方は研究が足りないという点があつて、われ／＼も勉強してゐるわけでありまして、野党の諸君においては吉田内閣當時十分御研究を積んであることと推量をいたしまして、なるべく早く通していただきたい。にもかからず今日なお議事を終らないという事は、われ／＼はまことに遺憾に感ずる。その考えから、その氣持からしてあの聲明にもつて來たので、野党諸君を責めるといふよりは、なるべく早くこの公務員法を上げたいと思ひます。この希望から出でたものと御了承願ひたいと思ひます。

○前田(總)委員 今の總理の言葉をお聞きしておりますと、責任は野党、與黨、政府ともに分担すべきだといふやうな言ひまわしてございまして、二十四日の談話は、明確に野党が故意にそつういふ態度を示しているといふことを、はつきり言つておるのです。政府みづから責任を感じるといふことは一言も言つてないのです。私はこれははなはだ遺憾だと思ひます。政府が相手に對して相手を責めようとする場合には、みづからはたして正しい態度であるかどうかといふことを明確にしななければならぬと思ひます。それともう一つは、吉田内閣當時に十分検討された問題だといふことでございまして、が、當時の政府としてはそれ／＼いろいろ立案するについて検討されたでありまして、議會人としては、この問題についてはそう深く検討してないわけでございます。それともう一つは、政府と國會とは、明確に立場が違ひますので、國會は國會の立場において本案を審議することは當然なことでございます。この法案の内容は、いかに日本の民主化のために重要な案件であるかといふことは、總理の説明の中にも明確にうたれておりましたやうに、そういう事情のものでありますから、われ／＼は特にこの問題は慎重にやりたい。そのために總理大臣以下各大臣の出席を、再々要求したわけでございます。この委員會の決議として要求すること二回、あるいは委員長を通じて委員長長の善処をもつて出席を求めること数回に及んでおつても、なおかつそれが進められなかつたといふのが今日の現状であつて、實際に總理大臣が自分が積極的に進んで行つて、本案の進捗をリードするといふやうな氣風は一つも見当らなかつたわけでございます。議會勢力が少数であるから多數の野党が勝手にやれといふ態度なら別でございまして、總理大臣としては、少くとも少数党であつても、この大事な法案であるから、みづから自分が出かけて行つてこの委員會の進捗はどうだといふやうな態度を示してこそ、初めてこの法案の通過に熱心であるといふ誠意が買われると私は考えますが、この誠意の一端をうかがうことができないかつたことは遺憾でございます。もう一度この点について、總理のほんとうの氣持を承つておきたいと思ひます。

○吉田國務大臣 私の氣持としては自分が頭頭上立つておりますか、とにかく下下するくらいは考えをもつて日々いたしておるのであります。この委員會に對して今御不平があるかもしませんが、昨日も參議院に出席するなり、人事委員會には相當出席したして、そうして弁明にも努めておつたので、私の氣持としては自分みづから政府を指導し、また十分諸君の了解を得るために、相當盡力いたしたつたのであります。この点はどうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○前田(總)委員 さらに私は總理に承りたのは、十三日の總理が最初に出て來られた質問のときに、本案の審議と給與ベースの問題は不可分である。それでありまして、少くとも二十日前後までに追加予算案を提出されなければ、本会期中に本案並びに賃金ベースの審議ができないから、どうしても二十日前後に提出してもらいたいといふことを強く要望いたしました。日限は切れないが善処する、最善を盡すといふ總理の言葉であつたわけですが、その後その言葉を信じて、つとめて早く追加予算案が提出されるものとわれわれは確信しておつたのでございまして、しかし日にちが切迫するに及んでも、なか／＼追加予算案は出て來ないのでございまして、總理以外の大蔵大臣あるいは官房長官等に対しては、この問題に對して、その進行状況

あるいは決意等を承つたのでございまして、官房長官は過日の本委員會においては、どうしても追加予算案全体が世ぬようであれば、せめても最善の場合、賃金ベースだけは切離してでも審議を煩わすように、最善の努力をしたいといふことを明確に言つておられるのでございまして。さらに過ぐる十六日の本會議におきましては、同僚島上委員の提案説明によつて、院議をもつて、賃金ベースを含むところの追加予算を必ず出すべしという決議をなさつておるのでございまして。この院議に對して總理大臣は、この院議を尊重しておられるかどうか、そして實際に追加予算の問題はどういうふうに取り扱われるか、あるいは佐藤官房長官が言われたやうに、最善の場合、賃金ベースだけを切離してでも先に提案するといふ答弁を得ておられますが、そういう点に對する總理大臣の責任あるところの答弁を承つておきたいと思ひます。

○吉田國務大臣 これは昨日も參議院において説明いたしましたのであります。が、公務員の十二月年末における給與は、租税とかいふ／＼な關係から、三分の一の手取になるというやうな窮迫した状態に置かるので、これは公務員法にかんにかかわらず、政府としては考えなければならぬ窮迫した問題であるのであつて、ために當局者としては、／＼折衝をいたし、また研究いたしておるのであります。しかし事實として給與ベースについても大分議論がありまして、また關係方面においても一致しないやうな關係などがあつて、なか／＼一致した予算案を提出するまでにいかないといふ事情は、繰返し説明を申しておるのであります。新

給與ベースといふものの決定によつて、インフレの増進にもなれば、また物價改訂という問題まで引起し、また民間企業にも影響を及ぼすものであります。決意できないといふ事情は、しばしば委員會その他において実情を申し述べておられますが、どうぞ諸君におかれても、その実情を御了解くださるとともに、政府としては決してつちやつておく考えはないのであります。またつちやつておけない事情にあるといふことはよろしく御了承願ひたいと思ひます。

○前田(總)委員 今の御答弁に對し重ねて質問いたしますことは、どうもこの會期中には最善を盡した間に合わない、結論が得られないから間に合わないといふ一言に盡きると思ひます。しからば來月一日に召集されておりますところの第四國會に、引續いて追加予算案を提案されて、そしてこの追加予算をどうしても審議成立せしむるという意思が、總理大臣にあるかどうかといふことを、明確にお答え願ひたいと思ひます。

○吉田國務大臣 先ほども申しました通り、この問題はどうしても政府として公務員の給與あるいは生活のため考えなければならぬ問題であります。それから、会期いかににかかわらず、また公務員法にかんにかかわらず、公務員法を別としても考えなければならぬといふ實際の事情にありますが、むしろ政府といたしては、何とか方法をつけようと思ひます。

○前田(總)委員 今の言葉をもう一遍はつきりしておきたいことは、十二月一日から開かれますところの第四國會

閣の興党は十分この問題については了解のある法であるというに承知しておつたのであります。また当時の興党の總裁とか、委員長とかいう人には、十分意が徹底しておるのである、こう了解しておるものでありますから、そこで十五日でありましたか、十六日であつたか、衆議院においてはそのくらいまでは通過がでるだらうというふうに話されておつたのであります。これはどういふ紛糾するとは、実は予想しなかつたのであります。これは何も私が直接当時の興党の總裁その他に聞いたわけでもありませんが、他の方面から、つまり約束された方面からは、そう了解しておつたものでありますから、こんなに紛糾するとは実は思わなかつたのであります。しかるにだんだん会期が迫つて来て、参議院の方の議事などを考へて見ると、どうしても二十日前後には少くとも衆議院が議了し、通過するのではないかと、通過してもらいたいという希望を加えて、そう私は思つておつたのであります。にもかかわらず二十日でございまして、私の聲明したときまでも、まだ衆議院さへも通過の見込みがないという事で、政府としてははなはだ焦慮いたすのであります。また通過させるようにと云つて相手方からも責められておるので、そこでああいう聲明を發したのであります。その聲明の文句が悪い、いいかという事は別として、どうぞ諸君におかれても、すでに約束されたことと向うは了解しておることとありますから、どうぞ無事に審議を結ぶように御盡力願ひたい。

○赤松(勇)委員 よくわかりました。

こんなに早く吉田内閣ができることは実際お考えになつていなかったかもしれませんが、それからわかつくりの内閣でもありまして、國家公務員法の内容の問題等についても連日質問しておりますが、各閣僚の意見も非常にまじめの場合もあり得るわけで、これは何も政府の責任というよりも、こういうような客観情勢の中に緊急にでき上つた内閣でありますから、そういう点につきましては私も多大の同情を寄せおるわけでありまして、ただこの際申し上げておきますが、総理がしばしば委員会へ、お前たちの興党當時に政令をつくり、あるいは國家公務員法の大體の基礎的なものを考へて来たではないか、従つてわれ／＼よりもお前たちの方がよく知つておるじやないかという事をよく言われませんが、この点につきましては、私は社會黨の立場を明らかにしておきたいと思ひます。

御承知のようにマツカーサー書簡がออกมาして、それから政府は緊急な措置として政令を出しました。これは別にわれ／＼の方の黨議にかけてきめたわけでも何でもありません。それから當時は國會が開かれておりません。そこで國會でこれを問題にすることができなかつた。続いてこの政府と——當時の芦田内閣と關係方面との折衝、いわばマツカーサー書簡の解釈の問題、それをどういふふうに解釈するか、そういうことでいわば腹の探り合ひと申しますか、そういう状態でおつたわけなのであります。社會黨の黨議といひましては、中央委員會におきまして明瞭にどういふふうにきめた。われわれはいたずらに、いわゆる世界各國の慣行と違つて、特殊な状態の下に置かれておるところの、いわゆる單純労働を提供する多くの勤労官吏を含む日本の実情にかんがみて、これらの人々の團結権、罷免権、あるいは団体行動の自由を奪うといふことについては、賛成できないというふうな、われ／＼の基本的態度を明らかにした考えを、中央委員會で決定しておるわけですね。今日社會黨が、きよの新聞に發表しましたような態度で臨むといふことは、決して矛盾していません。興党であつたから、あるいは野党であるかという事で態度がかわつたのではなくて、私どもの態度は、黨の決議機關であります中央委員會におきまして、興党當時にこういう明確な態度をとつて、さらに昨日は、新聞記者團にわれわれの基本的態度を發表したのでございますから、そういう点は、當時の政府は、党とは關係なく關係方面と折衝しておつたのだ、こういうふうに了解したいと思ひます。そこで總理にお尋ねしますが、この談話のマ元帥書簡の御趣旨に反するとか、マ元帥書簡に對する公約を無視するものであるというふうにきめつけられておりますが、マ元帥書簡に對する趣旨に反するかどうか、あるいは公約を無視するかしなにかといふことよりも、ことさらにわれわれが解散の問題と結びつけて審議を運ばせておるのかのごとき印象を國民に與えるといふことは、実は非常に困る。でございしますから、先ほど申す通り、私は政府の怠慢だと思ひます。總理は何度も要求をいたしますが、なか／＼その割合に出て來ていただけない。その割合に出て來ないが、他の閣僚に比較すれば、割合に——割合の問題です。割合に出て來る。ところが

たとえば大蔵大臣その他の關係を要求しましても、なか／＼出て來ないため、私どもは、きよののごときは、人事委員會の政府委員を置いておきまして、その説明を聞きながら、逐條に審議しておるといふような状態でございます。はなはだどうも審議の上に大きな障害になつておつた。この際總理は、二十四日の談話の内容が、きわめて一方的であるといふ確證の上に立つて、この談話を修正される意思があるかないか。先ほどは修正されるような御答弁でございましたが、これを修正される御意思があるかないか、お伺いします。

○吉田國務大臣 お答えいたしますが、これは政府に對してかたきを責められるものであつて、もしあなた方が、政府は怠慢だと言へば、われ／＼も野党は怠慢だと、賣り言葉に買ひ言葉と言わざるを得ない關係に立ちますから、この点はともかくとして、ひとつなるべく早く上げること、政府も勉強いたしますが、あなたの方においても勉強していただきたい。協力していただきたい。どうも今みたいな占領下における日本としましては、内輪もめがして、かれこれ議論にときを費すといふことは、まことによろしくないことと思ひますから、政府が怠慢であれば改めず、諸君におかれても協力するお氣持でもつて——政府はこうしろ、ああしろと言へば、御注文は喜んで聞きますから、どうか協力するといふお氣持で願ひたい。互いに責任のなすり合ひをやつて、お前が悪いんだ、こちらが悪いんだと言つて悪いものを改めろと言われれば、改めることができないといふような言葉つかいをしてしなければなりませんから、とにかく、今後協力して互いにやるといふ氣持になつていただければ、非常に仕合せであります。

○赤松(勇)委員 それじや最後に一言だけ申し上げておきます。われ／＼は協力をおしむものではないと云へば、但し原案を無條件に通過させるために協力しろと言われまして、これは私どもの公務員法に對する考え方が、總理と違つておりますから、そういう無條件降伏をしいられまして、その無條件降伏には應ずることはできません。これは私は總理に對して明白にわれわれの態度を言つておきましたように、この國家公務員法は、日本の民主主義に非常に大きな脅威を與えるものである。同時にまた憲法に抵触するものである。従つてこれは一種の反動的な内容を持つ法案であるから、われ／＼はこれをきわめて進歩的な、民主的なものにかへなければならぬ、こういう考え方の上に立つておる。従つてまた吉田總理は、幸いにわれ／＼のこのいふような考え方に共鳴されまして、どうぞひとつわれ／＼の考え方が國會を通じて實現するように、逆に總理に協力を願ひたいと思ひます。

○島上委員 私は、ただいまの赤松委員の質問に關連して、ちよつとお伺ひしたいのであります。あえて言葉じりをとらえるわけではありませんが、政府が怠慢だと言へば、野党が怠慢だと言ひたい、そういう責任のなすり合ひは、今までの経過を全然知らないで、きよその言葉だけを聞けば、なるほどそう思ふかもしれせん。しかし私

は、今までの委員会における出席の状況、それからわれ／＼が出席を求めた大臣の出席の状況を見ますならば、少くとも今までの委員会の進行状況の事実を見ますならば、明白に野党が最も熱心であり、政府委員及び野党が不熱心であるという事実がはつきり出て来ていると思う。われ／＼はその事実があるからこそ、政府が不熱心であり、怠慢であるということを言つておる。それに対して、政府が怠慢だと言え、われ／＼は野党が怠慢だと言いた、という、こういうことは、それこそ責任のなすり合いだと、われ／＼の方から言わざるを得ない。責任のなすり合いだ、ということは、そのままそつくり吉田総理大臣にお返し申し上げなければならぬと思う。それは今までの委員会の経過の事実が、そういうふうに明白に証明しておるのです。ですから私たちは、これはあえて質問するわけではありませんが、総理大臣が言う、野党が怠慢であるというところは、今までの事実と反するということ、この際のはつきりしておきたいと思う。

それから、今度は御質問申し上げたい事項であります。先ほど前田委員の質問に対して、政府職員給与改訂はしなければならぬが、それはインフレを促進するということも考えなければならぬ、物価改訂もしくは民間賃金に及ぼす影響等ということも考えなければならぬので、非常にむずかしい問題であるというふうな意味のことを言われました。一休先般臨時人事委員会が勧告した六千三百七十円というのは、社会党が考えているベースと、もちろん金額の相違はあるのですが、その勧告案というものは物

賃を改訂しない、今日の物価の基礎の上に立つておるといふこと、それから今日の民間の賃金水準との比較の上から立つておるものだと思ふのです。あれをどのように改訂しますれば、また物価を上げなければならぬとか、そのために民間の賃金が影響を受けて、はなはだしく上げなければならぬといふものではなくして、今の民間賃金水準、今の物価、こういうものから科学的に検討した数字であるといふことを、われ／＼は人事委員会の答弁によつて承知しておる。ですから、先ほど言われたように、官吏の賃金を改訂すれば、物価改訂及び民間賃金に悪い影響を及ぼすというふうなことは、私は当らぬと考へておるのですが、もう一ぺんこの点について、はつきりとしたお答えを願ひたいと存じます。

○吉田國務大臣 これはしばしば、この委員会でありましたか、その他の委員会でも申し述べた通り、人事委員会の六千四百円とかいふ水準は、相当道理のある水準であつて、人事院としては何らの理由なくしてきめたわけではな、い。相当の理由をもつて政府に勧告した問題であるから、政府としてもその勧告の趣旨については十分取調べも、研究もする、現に研究しつつあるわけでありまして、しかしながらそのベースが、はたしてお話のように他の物価等には影響なくしてきめ得るものであるかどうかといふことについては、なお政府として研究いたしておるわけでありまして、こまかいことについては当局大臣からお聞きを願ひたいが、私としては今日問題となるのは、日本の復興なり、産業の復興なり、あるいは経済の復興であるので、また公

務員としてその生活も安定せしめなければならぬ、多く與へることができれば、つづつこうなことでありますけれども、これは先ほど申し通り、財源の関係もあり、また新物価政策にも関係することでありまして、単純にただちにきめるというのではできにくい事情である。これはしばしば各委員会において申した通りであります。政府としては単純にきめにくいという事情はよく御了承を願ひたいと思ひます。

○島上委員 もう一ぺん念を押しておきたいのですが、官吏の賃金を改めた場合に、今の物価がそのままいいかどうかといふことは十分に検討しなければならぬといふお言葉でしたが、先般出された臨時人事委員会の勧告案にしても、社会党の政調会においても研究した六千四百円案にしても、現在の物価において、そうして現在の民間水準とのならみ合せにおいて、あれだけが必要であるという数字であつて、その賃金給與を改訂することによつて、また物価を改訂しなければならぬといふことになりませんか、給與の改訂は何にもならないといふことになつてしまふ。もし近い将来に物価の改訂といふことが、各般の理由からそういう必要が起りますならば、今回改訂さるべき官公廳の諸君の給與は、その物価改訂のとき、当然またスライドしなければならぬ性質のものだと考へてゐる。ですから今改めらるべき官吏の給與は、將來物価改訂という事態が起りましたならば、当然スライドされなければならぬといふ性質のものだと私たちは考へてゐるのですが、その点総理大臣の御意見を伺ひたい。

○吉田國務大臣 これは私どもしるうには、お答えがはなはだしくいいであります。くろうと筋においても現に六千四百程度でいいのか、五千程度でいいのかといふことについては問題があるのではありません。政府としては向方の言ひ分を相当研究いたしておるのであります。それが結局は新物価政策に影響を及ぼし、また新物価改訂をしなければならぬといふので、政府としては考へざるを得ない状態にあるのであります。御議論は御議論であります。御議論は御議論であると思ひます。

○水野委員 久しぶりで総理大臣に御出席願ひましたので、一言お聞きしたいことがあります。先ほど同僚委員諸君から、昨日の新聞声明等に対する質問もあつたやうでありますから重複避けて、総理大臣の前田委員、赤松委員に対する答弁の中に、與党であつた諸君は、もうすでにこの法案の内容について、承知しておつたと解釈しておつたとお答えのやうでございまして、私どもは終始一貫、芦田内閣においても野党の立場におりましたし、今度も野党の立場におるのであります。なおまたきのうの声明にからむわけではありませんが、われ／＼は毎日一日も欠かさずにこゝへつめて、審議に一生懸命にかかつておるけれども、政府当局の出席が遅れてはなばになり、いづも必要、要求する大臣が御出席にならないといふことで、延々として今日まで審議が遅れておるのであります。私どもは何とか早く審議して、そして今月中に早く解散でもしてもらつて、出直したらよろうといふ考えで、私どもは実際の話が、早くあけた

と思つてゐたのです。それがまつたく予算もお出しにならないで、あなたの方はいつも解散風をお吹きになるものだから、本会議をごらんになつてもわかる通り寥々たるものである。委員会をごらんになつてもこの通りであります。みな解散風に脅かされて地元へ帰つてしまつて、大騒ぎになつてしまつてゐる。これは何とか明瞭に、総理大臣は先ほど言つた賃金ベースを含むところの追加予算を、いつ、どういふふうに出すとかいふ意思表示をはつきりとして、審議をもつとすみやかにされること、私は吉田さんにとるべき方法ではないかと思ふのであります。なお政府の原案等につきましても、前野党の人々、民主、國協、社会党の人々は審議して知つておるとおつしやるが、あの原案なんか、すでに三回からかわつておる。一番初めに出的のがかわり、二回目に出たかわり、今審議しておるのは三度目の原案である。これを慎重審議をせずしてすく通過するだろふと思つたなんといふことは、少し吉田さんの御認識をおかえにならなければならぬと思ふ。われわれはこれだけの重大法案を審議するには、相当慎重にやらなければならぬ問題である。しかも今度の臨時議會は、しばしば本會議場において私も質問し、総理大臣もお答えになつたこと、この公務員法の一部改正の法律案を通すことに、この議會を費やすのだといふくらい重大な、一にこの法案の審議にかかつておる議會だと思ふ。施政方針の演説すらも省略して、しかもこの公務員法改正法案を審議するのだといふ議會であるとするならば、私は関係関係は皆、何を放つておいてもこ

すが、その間において、ああいう偽りが発表されたのでは、もつてのほかにことだと、こう思つたわけでありま

す。一体政治に偽りがあるというこ

をわれ／＼考えまして、偽りのない政

治をしようとしなければならぬと平

素考えておるわけですが、総理

もその点については、大いに民主政治

を高揚されて、民主政治の明朗化とい

うことを強調されておるのではない

か。文句の点においては、もちろん同

感であります。総理は先ほどの御答弁

の中に、賣り言葉に買い言葉だとい

うような表現をお使いになつたので

す。賣り言葉と買い言葉という問題で

なく、眞実と虚偽との問題になるわけ

であります。本委員会においては非

席に熱心に審議をしておる。そして審

議の経過によつて云々とおつしやつた

のですが、この國家公務員法の改正案

の審議の経過は、人事委員会をこら

んにならないとおわかりにならないこ

とです。現在こゝでやつておること

です。だから審議の経過に徴してあの

談話にあるようなことが眞実かどうか

といふことになりますると、先ほど来

いろ／＼お話のあつたように、これは

もう私どもとしては総理の施政方針も

ないのだから、できるだけ關係に出席

されて説明していただきたいと言つて

も、容易においでにならない。おいで

になつたと思つても、これまた答弁が

なか／＼われ／＼を満足さすようなも

のではない。それから給與の問題もあり

ますし、資料を提出していただきたい

と言つてもそれも十分にできない。

そういうこともつて審議が通れてお

るわけです。今日は與黨の方はお二人

おいでになるようですが、この委員会

に全然おいでにならなかつたようなこ

とが、始終あつたように私は見ておる

のですが、むしろ私どもの考えでは、

政府と與黨の方が忘慢であつて、審議

を遅らそうとしておるのではないかと

いうふうにお考えである。ですから事

實は全然相反しておるわけです。その点

について先ほど過ぎ去つたことだから

いいではないかというようなお話なん

ですが、あれが賣り言葉に買い言葉と

いうのであれば、まあやめましよう

といふことになるので、眞実といつわり

との問題なんですから、やはり総理も

お考えにならなければいかんと思つて

です。それといま一点は、いかにも総

理は、案を出したのだから質問をした

り、資料を出せとかいうような面倒臭

いことを言わずに、早く通したらい

ではないか、もしこゝろいとお考えであ

るとすれば、民主政治に非常反する

ことだと私は感ぜられるのですが、

この二つの点について御所見をお伺い

いたしたいと思つてます。

○吉田國務大臣 これほうそである

と眞実であるとかいふことになると、

いゝゆる賣り言葉に買い言葉であつ

て、あなたの方はほうそだと言ひ、われ

われの方はほんとうだと言ひ、いゝよ

りましますから、それで既往はとにかく

して、なるべくこの法案をすみやかに

議して無事解決していただきたい。

こゝろ言わざるを得ないのであります。

それから今の資料を出さぬとかい

うようなことが、もしありましたらな

らば、それは政府として注意いたします

が、しかしながら本案の審議を押しつ

けようという考えは毛頭ないので、諸

君におかれて自由に研究審議せられ

て、訂正せられることについて困ると

いうようなことは、私は毛頭考えてお

りません。審議は御自由でありますか

ら、十分御審議を願ひたいと思ひま

す。

○高橋朝綱委員 この審議の経過につ

いて、野党側がいかに消極的であ

る、こゝろいふにおつしやつたので

すが、審議の経過についていふこと

になりますと、先ほど申しましたよ

うに、この委員会の審議の経過をこら

んにならなければならぬわけですが、

この委員会のどこをこらんなつて、

與黨はいかに積極的だけれども、野

黨は消極的だといつたようなところが

見えたか、そこをはつきりとおつし

つていただきたいと思ひます。

○吉田國務大臣 同じようなことを繰

返すことになりますが、もしあなたの

方が政府は怠慢だと言ふと、政府は怠

慢でないと言わざるを得なくなりま

す。これはひとつ將來の問題として

この議案について、もし政府が熱心が

足りないといふのであれば、われ／＼

の方は十分勉強いたしますが、あなた

の方でも十分協力して、無事にこの問

題をすみやかにあげていただきたい。

それで今申すように、そのために訂正

を許さないとか、委員会その他の審議

の自由を妨げるとか、そんな意思は毛

頭ないのであります。

○高橋朝綱委員 少しくどいようです

が、総理はこの人事委員会のどこをこ

らんなつたかといふことを私は聞き

たいのです。賣り言葉に買い言葉とい

う問題ではないと思つたのです。野党側

が消極的だとおつしやるのは、この委

員会のどこを見てそう言うか、おつし

やつていただきたい。うそと眞実との

戦いになるのですから、それだけ一

口おつしやつていただきたい。

○吉田國務大臣 これは先ほども申し

た通りに、十五、六日ごろにあげるこ

とができるだらうといふことは、当時

の與黨の領袖との話し合ひを聞いて考

へておつたのです。ゆゑに十五日とか十

六日とか思つたのでありますが、それ

もできずに、二十日になつても終らず

に本日まだ審議が終らないといふこと

は、あなたから言へば政府が悪いのだ

と言ひ、われ／＼から言へば、そう言

われると委員会が審議を遅らせてお

るのではないかと想像せざるを得ない

のです。でもこれを言つていふところ

から、ほんとうだといふことになりま

す。どうぞ政府としても將來勉強い

たしますから、あなたの方もひとつ協

力いただき、お互ひに協力して、円満

に議事を進めるように御協力を願ひ

たいのであります。

○角田委員 先ほども閣下政府委員

より引續き説明を聴取いたしました。

○岡部政府委員 それでは御説明申し

上げます。昨日は時間の都合で第三條

の半ばだけを説明いたしましたから、

引續きましてその残りについて御説明

申し上げます。

人事院の性格に関する御説明であり

ますが、人事院は御承知の通り三人の

人事官をもつて構成される合議体の官

廳でございます。その内部機構につき

ましては人事院がこれをみずから管理

する。いわば人事院の機構の自律性を

認めましたのは、これは一應行政組織

法とも関連があるわけでありまして、

人事院は先般來御論議の的になつてお

ります通り準司法的機關である、ある

いはまた十六條の際に御説明申し上げ

まける通り、人事院規則を制定し人事

院指令を発するといふような点を、も

しもアカデミックに表現すれば、準立

法的機關である、こゝろいふような學者

もあるわけでありまして、そういう意

味で他の行政機關とは大分性格を異に

してゐる。また性格を異にしてゐるに

従ひまして、その機構も特有なもので

なければならぬ。そういう意味にお

きまして内部機構についての自律性を

認めるのが第一点であります。そう

いふ意味から國家行政組織法は人事院に

は適用されないといふことになつてお

ります。その意味をさらにつづこんで

申し上げますと、國家行政組織法は

總理廳、各省、各廳の機構を大體画

一的に規定する趣旨でありまが、こ

の人事院は内閣に置かれることになり

ますので、内閣官房と並んで内閣にお

いて内閣の機能を助けるための部局で

ある。その部局は法律をもつてこれを

定めるといふことが内閣法にございま

すから、人事院の機構に関する基礎

法は内閣法にある。内閣法に基いて、

この國家公務員法においてその機構の

根本について規定し、それをさらに人

事院規則で規定するといふ形にならう

かと存じます。なお第五條ないし第九

條につきましては、昨日熱心な御論議

が繼續されたわけでありまして、大體

その程度で御説明申し上げる必要はな

からうかと存する次第であります。

第十二條は人事院會議を規定してあ

ります。人事院會議と申しますのは

人事院の意思決定機關でございまし

て、これが重要な諸般の決定を行ひ

ます。たとえば人事院規則の制定につ

いては人事院會議にかける。この人事院

會議のこまかいこととありますが、人事

院會議の運営につきましては、公開し、民主的な手続をもつてやるつもりでございます。たとえて申しますならば、その開会日をあらかじめ予定しておきます。そうしてこれをあらかじめ官報その他の方法で公告の手続をとつて公開いたします。何人もこれが傍聴できるようにいたし、その議事の公開明則をはかるつもりであります。

次に、人事院の事務をつかさどるために事務局が置かれるわけでありましたが、第十三條をあらためていただきますと「人事院に事務局及び法律顧問を置く」ということになっております。事務局の機構は、現在の人事委員会につきましても機構図を差上げてありますが、現在は事務局の下に八部がございまして、これが人事院になりますと、そのまゝの形で八局になるというように御了解いただきたいと思ひます。その分課の詳細につきましては、お手もとに参考資料として差上げてあります。官報に詳細載つております。大体そのまゝの形で行く予定であります。なお法律顧問を置くということにつきましてもお尋ねがございましたが、この法律顧問と申しますのは、人事院が人事院規則を制定したり、その他國家公務員法に基きまして給與法及び勤務條件に關します幾多の法律案をこれから制定しなければならぬという意味におきまして、高度の専門的な法律知識を必要とする建前から、特に法律顧問を置くというわけでございます。この法律顧問はやはり事務局の幹部職員といたしまして、一般職に屬する職員でございます。従ひましてこれはその資格のある國家公務員を任命するつもりで、外國人をこれに用いる

という意思はございません。次には予算の獨立性の問題でございますが、これもきのう御論議がございましたので、その際の政府側からの御説明で御了解いただけたことと存するのでございます。要するに、この人事院の予算案を内閣に出しまして、内閣がそれに対して修正したというような場合においては、その内閣の修正した予算案とそれから人事院の原案とが二本國會に出されるわけでありまして、この行き方は、最高裁判所であるとか、國會であるとか、會計検査院とか、そういう獨立機關の行き方をつつたものでございまして、なお應急予備金の問題につきましても、これが憲法上疑義があるようなお尋ねもあらうかと存するのではありませんが、ここに書いてあります應急予備金というものは、私の解釈では、憲法にいわゆる予備費に屬するものではないのであります。人事院の予算費目の中に計上せられる行政経費の一種である。ただその支出科目がはつきりされていないで、單に包括的になつていゝという意味で変体的ではあります。これは人事院の今後の事業がいまだ確定していない、その急に應ずるために、内閣の予備費に一々お願いする煩を避けるという意味におきまして設けられた便宜手段であるというふうに御了承いただきたいと思ひます。しかしこれはあくまで邪道であります。邪道と申しましては行き過ぎかもしれません。財政法上は極道であると思ひますが、なければならぬのであります。それではなるべく早い機会にこのようにすることはやめるべきでございますから、昭和二十七年三月三十一日までで打ち切るようにしたい、ほんの過渡的な便宜

手段であるというふうに御了承願ひたいと思ひます。その次の十四條、十五條につきましては特に御説明申し上げることもなからうかと思ひますが、十六條につきましても、これは人事院が人事院規則及び人事院指令を制定する権限を認めておりますので、これが一應問題になる規定でありますから、特に御説明申し上げたいと思ひます。御承知の通り、現行法のもとにおきましては、内閣総理大臣の承認を経て人事院規則を制定することになつております。この点を通じまして内閣の監督の方法が明確化されているというところは言えようかと思ひます。それをこのたび内閣総理大臣の承認を経る必要がないというふうに改めましたことは、この人事院規則の性格そのものが、きわめて自立的、中立的なものでなければならぬので、そのときの政治的な情勢によつて左右されるべきものではないという意向に出るわけでありまして、その点につきましても、もちろんいろいろ御論議があり得る問題であると存じます。なおこの人事院規則の性格についてでございますが、この性格につきましてもいろいろ御意見があらうかと思ひますが、これは要するに、國家公務員法という法律によつて特に定められました一種の委任命令であり、執行命令であるというように御了承いただきたいと思ひます。現在の憲法に認められております政令は、憲法及び法律を執行するたためというように、一應單なる執行命令であるというように解釈されるのであります。しかし憲法上におきましても、やはり現在の政令がある程度まで

委任命令の性格を持つものである。また實際をうけようように運用してある。そういう意味において、必ずしも憲法の趣旨に反するものではないということとは政府の一致した取扱いでございます。そういう意味におきまして、人事院規則というものは、人事院が発するものではあるけれども、大體政令と同じ性格を持つものであるというように御了解いただきたいと思ひます。次に人事院指令の性格の問題であります。これはまた新しく新しい形の命令でございます。その発し得る範圍を一一にすると考えるのでございますが、その発する方法といたしましては、主として人事院規則がない場合、すなわち人事院規則を制定すべきであるが、制定するといふ場合においてこれを発するといふわけでありまして、それから、第一の場合においては、きわめて具体的なケースについてこれを発する。人事院規則を設けるべきであるが、それを設ける必要のある具体的な事例が起つた場合に、その具体的な事例を解決するために、このような人事院指令が発せられることが一つの場合、もう一つは、人事院規則をさらに実施するために、その細部にわたつて人事院指令を発する、すなわち人事院規則の施行命令の形態をとる場合が第二の場合、いづれにいたしましてもきわめて具体的なケースについて、一層技術的な場面において、人事院指令が発せられることになるであらうということをお承知いただきたいと思ひます。

第十七條ないし二十六條については大した重要な変更はございません。以上をもつて第二章につきましての御説明といたします。

○角田委員長 これにて休憩、午後一時半より再開いたします。

午後二時三十分休憩

○角田委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○相馬委員 私は文部大臣に對しまして、昨日に引續いてお尋ねしたい件がございまして、さきに人事委員長は教育公務員法案の單獨立法の意思があるというふうな答弁をなされておりますが、文部大臣の方からは特例を出すのであるというお話があつて、それは一應、いい悪いでなく、そういうことであるというところは承知いたしました。ところでその教育公務員の特例性にかんがみましても、國家公務員法がかりに両院を通過いたしましたことが法制化された場合においても、やはり教育公務員という特殊性から、當然國家公務員法とともに特例が成立して発令されなければ意味がないと思ひます。それを來議會に出すと重ねて答弁されておりますが、今言つたように、これは早速にもこれと一緒に出すべきであると思ひます。かかる事情にあるのはどういふわけであるか、お尋ねいたしますのであります。

○下條國務大臣 私もあなたとまつたく同じ考えでありまして、教育公務員に關する特例の規定を同時に出したいたつて申しますと、もう九日にできておつたのであります。いろいろの事情で昨日に至りまして、今期議會には提案

ができないことになりました。しかし
来議会にはなるべく早く出すというこ
とになっておりますので、その準備を
いたしておる次第であります。それで
先ほど人事委員長のことをお尋ねがあ
りました。これは私より申し上げた
通りであります。単独立法でなく、教
育公務員の特例法に基く特段の規定を
盛り込んだ特例法を出したい、こうい
うことであるというふうに御承知を願
いたいと思います。

○相馬委員 先ほど来申しますよう
な趣旨によつて、ぜひこの特例は、事
情もあると思いますが、できるならば
本議会に出すように格段の努力を願
たいと思います。それから地方におけ
る教育公務員なのですが、当然國家公
務員法に連関して、地方公務員法とい
うものが出るだろうと思う。そうしま
す、そこで地方の小学校の教員をこ
こで考えればはつきりするのですが、
その小学校の教員はどういう法的な身
分の制限を受けるかと申しますと、御
承知のように基本法として國家公務員
でしはられる。その上地方公務員法で
しはられる。それでそこは特例が出
る。そして鈴木政府委員の説明により
ますと、地方公務員法というものは
ごく概略の基本だけを示して、その細
部は各地の状況に適應した條例によつ
て、こう称してあります。こうなつて
参りますと、地方の教育公務員は給
與、任免その他のことはすべて、さき
に成立しているところの教育委員会法
によつて律せられ、かつまたこういう
煩雜な法的な制限を受けるのでありま
すが、私はどう考えても教育公務員と
いうのは、職階制では全然この國家公
務員法の規定に合いませんし、かつま

た教員は行政官でもありませんし、そ
れから各般の職場の現実的な事情から
申しまして、まことにこれでは困つ
た事態が起る。こう思うのでありま
す。結論いたしますと、何としても小
学校から大学の教員にまで通ずるとこ
ろの、教育公務員法案というべき單独
立法が必要であらうと考えるのであり
ますが、これらについて文部大臣の御
見解を承りたいと思います。

○下條國務大臣 教育公務員の本質を
考えますと、たとえば普通の公務員法
によりまして、競争試験でその資格を
決定するのでありますが、さようなこ
とは教育公務員法につきましては適當
でないものでありまして、やはり從來
のような選考という方法によること
とが至當であります。さような点につ
きましては特段の規定を設ける必要が
あるかと思いますが、一般的には普通
の公務員の性格を持つておりますの
で、別段ほかの点につきましては特段
の規定を設ける必要がない。身分に関
してはいろいろ規定を設ける必要があ
るかと思いますが、一般的には必要が
ないというふうに考えております。そ
れで今お話しになりましたたとえば公
立小学校の校長、教員につきまして
は、これは教育委員会法によりまし
て、地方の吏員たるべき性質を持つて
おります。しかしながら現在はずべて
官吏の身分であるがために、やはり國
家公務員法の適用はある。しかし、も
し地方公務員法ができましたればそれ
によりまして、その場合においてはやは
り特段の規定も設けることになるかと考
えております。

しる教育公務員の利益のために設けら
れる。かかる見解のもとに立つての御
答弁ですか。

○下條國務大臣 その通りでありま
す。そうしたいと思つております。

○相馬委員 これはやはり一つの見解
の相違でありまして、私は國家公務員
が一般の勤労者から区別されることに
も反対であります。國家公務員法が
通つた場合には、教育公務員というも
のは区別されなければならないという
見解に立つております。これは現在の
國會の權威にかけても、その根本的な
私は自分の考え方による修正案を出し
て、審議を仰ぐつもりであります。こ
で、この点の質問はこれでやめます
が、ここに一つ大きな問題がありま
す。それは、今日日本全國で、教員であ
つて、かつまた地方の議員であるとい
う者が二千人をちよつと越します。こ
ういふ人たちは教員であることが了解
された上に、四年間の任期を持つ地方
議員として、一般の公民によつて公選
された人々であります。地方議會と
いふものは今の國會とは違ひまして、
わずかの日数でものができるといふこ
とと、それから教育公務員出身の地方
議員というものが、實際問題として地
方議會において、それ相當の力を出
し、任務を果していることは文相も了
解されると思ひます。ところがそれが
今度の國家公務員法によつて、すべて
來年の二月一日でしたか、それまでに
どちらかをやめなければ職を失うので
あります。当然これはその地方議員
では生活ができませんから、地方議員
をやめるといふことに現実の問題とし
てはなつて來ると思ひのであります。
これはまことに選挙した選挙民に対す

まして申訳ないことでありますし、
こういう既得權を侵害すること自身が
問題であると思ひますし、かつまた教
育公務員が地方議員としての働きその
他をも抹殺するものでありまして、こ
れは新しい教育公務員だけに限らない
で、すべての官公吏、すべての國家公
務員に対して言ひたいのであります
が、特に文相としては、この教育公務
員の地方議員職務の問題につきまして
は、いわゆる教育公務員の場合は別だ
というふうな特例を出される予定があ
るか、それとも一般國家公務員とい
う基本法によつて律し、これらの既得
權をば奪う考であるか、こういうこ
とをお聞きしたい。なお御参考までに
つけ加えておきたいことは、これは地
方自治法によれば全部許されておるの
であります。

○下條國務大臣 お話の通り地方自治
法第六十條によりまして、現在許され
ておりますが、國家公務員法の今度の
改正によりましては兼職ができないこ
とになるのであります。これは教育公
務員に限つた問題ではないのでありま
して、一般公職に関する問題でありま
するが、つまり兼務といふことは事實
において完全な職務執行ができないと
いう建前から來ておるのであります。
これはいづれか一方を選択する方が妥
当であるという考えであるのでありま
す。この点につきましては教育公務員
につきましても、さうに考えて別段
特例を設ける考えは今持つておりませ
ん。

○相馬委員 それは非常に残念なこと
であります。われわれといひましたし
てもこのことについては修正案をもつ
て闘つつもりであります。ひとつ
現実の問題として、文相におかれては
よく地方の状況を研究されて、同時に
これは教育公務員だけでなく、鉄道
の人も同じ、全通の人も同じ、そうい
うものがいわゆる一般の人々によつて
選挙されておるといふ特殊性にかんが
みまして、ぜひ文相としてもこの問題
については善処されるように、重ねて
希望したいと思ひます。
次にもう一つお尋ねして私の質問を
終ります。教育委員会法によつて、い
わゆる教員の任免、その他方般の權利
がゆだねられておりますが、御承知の
ように今教育委員会には予算權があり
ません。それで予算を議する權利がな
いといふことが、教員を律するときに
おいては教育委員会法はほんとうにそ
の能力を發揮いたします。今度教
員の福祉を守るというときにおいて
は、はなはだもつて頼りない。これは
おわかりだと思ひます。そこで教育目的
または教育税——これは仮称であります
が、こういう獨立税を教育委員会に
與える用意があるか。また文部省は用
意のあるなしでなく、文相としては
將來こういうものをとる必要があると
お考えであるかどうか、またかりにそ
れがないというふうな御答弁の場合に
は、文化日本として再建するといふ至
上命令の前に対して、教育予算だけは
天引き予算でとるくらいな法的措置が
必要であるというふうな、進んだお考
え等をお持ちであるか、これらを総合
してひとつ明快に御答弁願ひたい。
○下條國務大臣 まことにごもつとも
なお尋ねだと思ひます。実は教育に関
する予算がなか／＼その効果が現実に
現われにくいものでありますから、予
算のいわゆる請求の場合に、相當に困

難があることは御了解得られると思ひます。それでそういう困難を打破する一つの方法といたしまして、たとえば目的税であるとか、あるいは總予算に対する教育予算の割合をきめるとかいうことは、確かに一つの方法だと思ひます。ただ現在日本の租税制度におきましては目的税はないのでありまして、これは現在たしかアメリカのある州にあるように聞いておりますが、これらの点につきましてもひとつ考へてもらいたいと思つております。

それから予算の天引きということをお述べになりましたが、その意味はあるいは總予算に対する教育予算の割合をきめるとか、ひとつの方法かと思ひます。たゞいまは現在に於いては總予算に対する教育関係の経費は多分七割くらいにしかたらないと思ひます。これを諸外國の例に比べますとまことに輕少のものでありまして、あるいはそういうような率をきめていたことが当局者として助かるのであります。こゝろの点につきましてもなおよく研究いたしたいと思ひます。

○前田委員 此の際議長よりの申し出がありましたので暫時休憩したいと思ひます。

○相馬委員 そうすると教育費といふものの優先性を認めて、將來さういう独立税といふものについて考慮したい、こゝろの点をお考えと承つてさしつかえないですか。

○下條國務大臣 さような点につきまして研究いたしたいという意味であります。

○前田(補)委員 ちよつと関連して、文部大臣がおられる間に相馬委員

の質問に関連してもう少しはつきりしたもらいたいと思ひます。これは、たゞいまの兼職の問題、これは憲法の基本條項なり現行法に基いて、それ／＼公選によつて選ばれた兼職が、たゞ／＼國家公務員法の改正に伴ひまして兼職は本業が留守になるという觀念から、一方をやめなければならぬという原則的な建前はわかります。實際國會議員と地方の本職の公務員と兼務するといふことは、過去一年数箇月の議會生活から見れば不可能であります。が、地方の府縣、市町村の議員と、その土地に奉職するところの教員との關係におきましては、そう不都合はないと思ひます。それ／＼は市町村の會議といふものは月に一回か二回しかありませんし、縣會にいたしましても國會のように毎日あるというわけでもありませんから、不都合があるといつてりくつをおつしやいますと不都合が出て來ますが、大した支障はないと今日の實情から言えるわけですね。その法律で行きますと、少くとも任期のあるものは、當然はずして認めてやるといふことが、今日の民主主義時代における公選された權利を奪ひ、この法律一つによつてそういうことをすることは越權だと考えます。どうしてこれははずしてやる、さうして新しく選ばれて來るものは、さういふことができないわけでもないという別の考え方はできるが、さういふ観点に立つて私はこの案の公職問題については、ある程度の兼職を許すべしという修正案を持つております。

はよくわかりますが、實際公正の立場から見て、文部大臣としてその程度の兼職はさしつかえないという意見があると思ひます。これはしいて政府は拘束された立場においてさうは考えないと言われればそれまでのこととございしますが、大事なことでありまして、大事なことといふのは、國民がそれぞれ政治的に活躍する權利、奪うことのできない權利であります。この權利のある程度認めてやつてこそ、教員の職見が高まり、廣い視野に立つたところの教員を育成する立場から行きまして、この程度の兼職は認めた方が、公務員を今後つづかなるものを選ぶという意味から言つても必要だと考えます。で、この程度の兼職は特例をもつて認めてやるようにする意思があるか。あるいは文部大臣として熱心に政府内部においてその程度は認めるようにしてやりたいという氣持があるか、どうかといふ点を、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○下條國務大臣 ほかの種類の公務員につきましてはしばらくおきまして、私の關係しております教育公務員につきましては、實は専心學校のことに従事していただきたいと思つておりますので、やはり原案通りを希望いたしております。

○前田(補)委員 文部大臣が専心と主張されますならば、これ以上は見解の相違でありますから、われ／＼はさらに修正案をどうするかという点で論議したいと思ひます。先ほど教育公務員法を來議會草案出したというふうな御意見でございますが、その間特例をもつて補いたい、この特別といふのは、政令で出されるのか、その他の方

法で出されるのかという、その形式、技術的な方法、それから特別の骨子になるものは、今相馬委員の質問に對しては、よくはしてやるが、悪くはならぬといふような答弁であつたのでございしますが、私の杞憂するところでは、その特別といふことも、むしろ相當警戒をしなければ、教職員に對してある程度の拘束をするような特別の内容になるのではないかと、これを、私は心配いたしました。それでありまして、その特別の内容がどういふ骨子であるかといふ構想があれば、その構想を承りたいし、先ほど申しました特別は、政令で出されるか、議會に出されるのか、その点も答え願ひたいと思ひます。

法で出されるのかという、その形式、技術的な方法、それから特別の骨子になるものは、今相馬委員の質問に對しては、よくはしてやるが、悪くはならぬといふような答弁であつたのでございしますが、私の杞憂するところでは、その特別といふことも、むしろ相當警戒をしなければ、教職員に對してある程度の拘束をするような特別の内容になるのではないかと、これを、私は心配いたしました。それでありまして、その特別の内容がどういふ骨子であるかといふ構想があれば、その構想を承りたいし、先ほど申しました特別は、政令で出されるか、議會に出されるのか、その点も答え願ひたいと思ひます。

○下條國務大臣 教育公務員法が、特例が出ません場合に、必要がありした場合におきましては、特例を設けるためには、國家公務員法の附則第十三号によつて、法律または人事院規則とありますので、法律が出せません場合には、人事院規則で出したと思ひます。それからその内容は、すでに第二回國會議に提案いたしました任免等に関する特別の、あの内容でございまして、別段圧迫するとかいふようなことは全然ないのでございします。

○松澤(兼)委員 それでは第二國會議に出された、教育公務員の任免等に関する法律案という形式でお出しになるといふことであれば、私どもは法律としてお出しになるといふ考えであるとして解するのですが、その通りでありますかどうですか。もう一つは、教育公務員の任免等に関する法律案の第一條には、國家公務員法を準用するといふ規定があつたのであります。そこで特別

法で出されるのかという、その形式、技術的な方法、それから特別の骨子になるものは、今相馬委員の質問に對しては、よくはしてやるが、悪くはならぬといふような答弁であつたのでございしますが、私の杞憂するところでは、その特別といふことも、むしろ相當警戒をしなければ、教職員に對してある程度の拘束をするような特別の内容になるのではないかと、これを、私は心配いたしました。それでありまして、その特別の内容がどういふ骨子であるかといふ構想があれば、その構想を承りたいし、先ほど申しました特別は、政令で出されるか、議會に出されるのか、その点も答え願ひたいと思ひます。

法で出されるのかという、その形式、技術的な方法、それから特別の骨子になるものは、今相馬委員の質問に對しては、よくはしてやるが、悪くはならぬといふような答弁であつたのでございしますが、私の杞憂するところでは、その特別といふことも、むしろ相當警戒をしなければ、教職員に對してある程度の拘束をするような特別の内容になるのではないかと、これを、私は心配いたしました。それでありまして、その特別の内容がどういふ骨子であるかといふ構想があれば、その構想を承りたいし、先ほど申しました特別は、政令で出されるか、議會に出されるのか、その点も答え願ひたいと思ひます。

○下條國務大臣 教育公務員法が、特例が出ません場合に、必要がありした場合におきましては、特例を設けるためには、國家公務員法の附則第十三号によつて、法律または人事院規則とありますので、法律が出せません場合には、人事院規則で出したと思ひます。それからその内容は、すでに第二回國會議に提案いたしました任免等に関する特別の、あの内容でございまして、別段圧迫するとかいふようなことは全然ないのでございします。

○松澤(兼)委員 それでは第二國會議に出された、教育公務員の任免等に関する法律案という形式でお出しになるといふことであれば、私どもは法律としてお出しになるといふ考えであるとして解するのですが、その通りでありますかどうですか。もう一つは、教育公務員の任免等に関する法律案の第一條には、國家公務員法を準用するといふ規定があつたのであります。そこで特別

法で出されるのかという、その形式、技術的な方法、それから特別の骨子になるものは、今相馬委員の質問に對しては、よくはしてやるが、悪くはならぬといふような答弁であつたのでございしますが、私の杞憂するところでは、その特別といふことも、むしろ相當警戒をしなければ、教職員に對してある程度の拘束をするような特別の内容になるのではないかと、これを、私は心配いたしました。それでありまして、その特別の内容がどういふ骨子であるかといふ構想があれば、その構想を承りたいし、先ほど申しました特別は、政令で出されるか、議會に出されるのか、その点も答え願ひたいと思ひます。

法をお出しになるときは、やはり全面的に國家公務員法を準用するといふ規定をおつくりになるのであるか、その点を承りたいのであります。

○下條國務大臣 國家公務員法がもし全面的に発動した場合に、どうしてものからそれに対応する特例がいりましますから、教育公務員に對して、その場合にはとりあへず人事院規則をつくりたいと思つております。しかし、むしろ法律によるのが政府の考えでありまして、特例で出しております。その内容のものを議會の方に出したい。

○松澤(兼)委員 特例法を議會へお出しになりますか。

○下條國務大臣 特例法を出したいと思つております。もし出したいとまがな

について、いろいろ疑義があります。文部省の中でも、やはり疑義があると思うのでありますが、その点だけが任命権者であり、それが給與権者であるかということについて、承りたいと思います。

○下條國務大臣 公立の学校教員につきまして、三級官以下は府縣の教育委員会、それから一級、二級につきましては文部大臣が任命することになつております。

○松澤委員 給與は……

○角田委員 此の際暫時休憩いたします。三時から開会いたします。

午後二時四十五分休憩

午後三時三十分開議

○角田委員長 再開いたします。

休憩前に引続き國家公務員法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。

○島上委員 総理大臣に御質問いたします。午前私が質問したことに関連して少し残つてゐるのです。先般当委員会において、人事委員長の答弁の中にございましたが、臨時人事委員会の六千三百七十四の勧告に対して、政府から未だ何らの意思表示もないというような答弁がございました。先ほど吉田総理の答へによりまして、人事委員会勧告に対して十分尊重する意味で検討しているというふうなお言葉があつたように思いますが、はたしてこの臨時人事委員会の勧告を、十分に尊重するといふ見地に立つて検討しているかどうか、さつきの答弁では物價改訂、民間賃金に影響を及ぼすというふうなことを言われましたが、臨時人事委員会の勧告は、現在の物價で、つまり改訂

しない現在の物價で、現在の民間賃金水準といふことを考えた上での結論であるから、その結論を尊重して、それを実行する際に物價を改訂しなければならぬとか、それはすく民間賃金に影響を及ぼすという結論は、臨時人事委員会の勧告を十分に検討しておるならば、そういう意見は出て来ないはずだと思ふのです。私ははたして政府が臨時人事委員会の六千三百七十四の勧告を尊重する意味において十分検討しているか、もし検討したとすれば相当の日時が経つておりますので、その検討の結果をお伺ひいたしたいのであります。

○吉田國務大臣 これは先ほど申し通り、人事委員の勧告についての理由は、相当理由のあることと考えて、その理由を検討して、また各方面とも財源その他について、現に大蔵當局は日々検討いたしております。

○島上委員 先ほどの答弁でも、公務員法のいかんにかかわらず、政府職員の給與の改善は非常に急迫した問題である、こういうふうにおつしやられておりましたが、急迫した問題であるとしてもいつまでも検討しておるといふことは、私は窮迫しておるといふことをほんとうに誠意をもつて承認しておるとは思へない。ほんとうに窮迫しておる事態であるとお思ひになるならば、今ごろ結論が出て、予算案が当然本國會に出されていなければならぬのだと考へるのですが、その検討した結論が、一体それではいつごろ出るか。臨時人事委員会の勧告を全的に承認するなり、もしくは承認できない部分があるなり、そういう結論がいつ出て、い

つこの國會へはつきりと具体的に示されて来るかというところをお伺ひいたします。

○吉田國務大臣 これも先ほどお答えいたしました。問題の關係するところは廣汎でありますから、明言ができません。申し上げたわけでありませう。

○島上委員 どうも明言ができません。以上追及してもしかたがありませんが、総理大臣の二十四日の談話の中で、マッカーサー元帥の書簡の趣旨に反する、マ元帥に対する公約にそむくものであるというふうな意味のことを言われておりますが、私たちの解するところによれば、マ書簡の趣旨といふものは、國家公務員法の改正を示唆しておると同時に、政府職員の利益と福祉に対して、常に政府が十分に保護しなければならぬ義務を負うものであるといふことを明確に指摘してありますので、片方は法律案であり、片方は予算案でございますから、別の形で出るのであります。マ書簡の趣旨を眞に尊重するものでありますならば、國家公務員法の改正案を出すと同時に、むしろ私たちは窮迫しておる状況から言へば、それより優先して給與の改正を出すべきものである、こういうふうな考へておるのであります。政府はこれは不可分ではなく可分である、別々のものであるといふたような意味の談話なり答弁なりをいたしておられますが、そういう問題をあとまわしにするのが、一体マ書簡の趣旨を尊重することに相違ないかといふことをはつきりとお伺ひいたします。

○吉田國務大臣 この問題もすでに幾度もお答えいたしました。公務員法において、公務員の生活に關する根本原則がきまつて、その原則のもとに、かに給與するかといふことを考へるの考へる順序ではないか、こう政府は考へておるのであります。同時に、出ることができれば結構でありますけれども、同時に、出さざるべきでない事情は、これまでも申し上げた通りであります。ゆゑになるべく早く出したというところについては、申し述べた通りであつて、決して遅滞いたしておるわけではないのであります。

○角田委員 此の際委員長からちよつと希望を申し上げておきます。去る日におきまして、逐條審議に入る際は、一般質疑は必ずしもこれは否定するものではない、含める意味でありました。なるべく重複しない部分の一般質問をやつていただくことを、委員長としてこの際希望しておきます。

○島上委員 午前中に質問しようと思つておりましたが、午後の本會議の決議案でも同様の趣旨のことを述べられました。一休官公吏の給與を改善しなければならぬといふことは、午前の總理の答弁でも明らかにされました。現在すでに窮迫した問題であり、現在すでに窮迫した問題を、もし解散した場合、參議院の緊急集會にかけるというふうなことは、憲法の解釋上非常に疑義があると私は考へるの

見解を承りたい。

○吉田國務大臣 これは私が新聞記者会見のときに話したことを引用せられたことと思ひますが、私の言うことは、公務員の給與は捨て置くべからざるものである。ゆゑにいかなる方法によつてもこの給與についての方法は考へるといふ一つの例として申したのであつて、要は公務員給與は捨て置けないといふ趣意から申したことを御了承を願ひたいと思ひます。

○島上委員 もう一つお伺ひいたしました。これは私が指摘するまでもなく、憲法の二十八條で團結權、團體交渉權、團體行動權を保障しております。また憲法の第十一條では「國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與えられる。」というふうにはつきり言つておるのであります。政府が今般出した國家公務員法の一部を改正する法律案は、この憲法において保障した基本的人權と抵触する、もしくはこれを制限すると思はれる部分がかなり多いのであります。私たちは考へるのであります。この法律は一体過渡的、臨時的なものとして考へておるか、それとも永久的なものとして考へておるかという点をお伺ひいたします。

○吉田國務大臣 お答えいたします。しばしば申す通り、われわれ御意見と見解を異にしておるのであります。ある人の特別な地位に対して特殊な制限が加えられるなり、あるいは權利が與えられるなりといふことは、これはどこの國においても、どこの法律においてもあるべきことであつて、公務員法の規定が團體交渉權を奪つたからといつて、それは憲法違反とは政府は考へておらないのであります。また法律は結局は過渡的なものであつて、憲法といへども万世不易とは考へないのであります。結局法律は過渡的なものである、こう断言するよりほかしか

たがないと思ひます。

○赤松(員)委員 島上君の補足質問を……午前中私が總理に質問をいたしました際に、もし解散があれば参議院の緊急集會に予算案をまわすというよりな御答弁があつたのでございませう。

○吉田國務大臣 總理には政治的な方面だけを御聞きまして、あとの條文のことに關しては、ほかの人に聞くことにしますから、政治的な点だけひとつお答え願ひたい。この法律に關通して、どうしても予算を出さなければならぬが、この予算は今で總理の御答弁によりますと、今月中はとうてい出来ずな。これをひとつはつきりさせていただきたい。今月中はだめですね。どうですか。

○吉田國務大臣 現在のところはそう思ひます。

○徳田委員 だめですね。

○吉田國務大臣 ええ。

○徳田委員 来月も大体だめでありませうか。

○吉田國務大臣 これは大体だめでないが、大體だめです。

○徳田委員 大體だめですが、大體はだめでありませうか。大體私たちの想像するところによりますと、この予算は、全体の予算の全貌がかけられて、しかもいづれも歳入歳出のバランスがちゃんとして、赤字にならない、ようにして、しかも物價改訂をするようなことはできないし、その他税を徴収するにしましても、相當の制限がありま

○赤松(員)委員 御承知のごとく、すでに第四國會は十二月の一日に召集されておるのでございませう。従いまし、ただいまの總理の考へになつておるような、緊急やむを得ざる事態というよりなことは、予想することができません。予算の編成はかつて政府の責任にあるのでございまして、従つてただいまの本會議におきまして議決されましたその院議を、具体的にどの

ように尊重されるか、御明示願ひたいと思ひます。

○吉田國務大臣 ただいま私の申しした通り以上のことは、申し上げることはできません。

○吉田國務大臣 これは昨日、かけひきのないところをすつかり申したのでありますが、昨日申したことを引用するわけではありませんが、これは私自身が、もう少し努力してみたいと思ひます。ある原則をきめて、そのきめておる原則のわくの中では不可能でありませんが、つまり全体の予算計画を見せろという自身、私は少々むづかしいかと思ひます。同時に、給與が三分の一に減るといふことがあつたら、これはいかにしても生活を脅かす事実がそこに生ずるのでありますし、その事実を理解しないこともありません。それから、例外として認めてくれるだろう、認め得る機会が自然生ずるだろう。これは私自身がもう少し努めてみたい。努めた結果については、御報告ができる可能性があるように私は思ひます。いづれにしても私は努力いたします。

○徳田委員 そこで申し上げたいことは、こういう首相の御答弁でありますれば、結局するところ、年越しの資金がいくら出るという程度でありまして、新しい給與水準の全体に關しては、すなわちこの公務員法の經濟的保障となるべきものには該當しないのではあるまいか。そういうことになりま

○吉田國務大臣 これは昨日、かけひきのないところをすつかり申したのでありますが、昨日申したことを引用するわけではありませんが、これは私自身が、もう少し努力してみたいと思ひます。ある原則をきめて、そのきめておる原則のわくの中では不可能でありませんが、つまり全体の予算計画を見せろという自身、私は少々むづかしいかと思ひます。同時に、給與が三分の一に減るといふことがあつたら、これはいかにしても生活を脅かす事実がそこに生ずるのでありますし、その事実を理解しないこともありません。それから、例外として認めてくれるだろう、認め得る機会が自然生ずるだろう。これは私自身がもう少し努めてみたい。努めた結果については、御報告ができる可能性があるように私は思ひます。いづれにしても私は努力いたします。

○徳田委員 そこで申し上げたいことは、こういう首相の御答弁でありますれば、結局するところ、年越しの資金がいくら出るという程度でありまして、新しい給與水準の全体に關しては、すなわちこの公務員法の經濟的保障となるべきものには該當しないのではあるまいか。そういうことになりま

○吉田國務大臣 これは昨日、かけひきのないところをすつかり申したのでありますが、昨日申したことを引用するわけではありませんが、これは私自身が、もう少し努力してみたいと思ひます。ある原則をきめて、そのきめておる原則のわくの中では不可能でありませんが、つまり全体の予算計画を見せろという自身、私は少々むづかしいかと思ひます。同時に、給與が三分の一に減るといふことがあつたら、これはいかにしても生活を脅かす事実がそこに生ずるのでありますし、その事実を理解しないこともありません。それから、例外として認めてくれるだろう、認め得る機会が自然生ずるだろう。これは私自身がもう少し努めてみたい。努めた結果については、御報告ができる可能性があるように私は思ひます。いづれにしても私は努力いたします。

○徳田委員 そこで申し上げたいことは、こういう首相の御答弁でありますれば、結局するところ、年越しの資金がいくら出るという程度でありまして、新しい給與水準の全体に關しては、すなわちこの公務員法の經濟的保障となるべきものには該當しないのではあるまいか。そういうことになりま

○吉田國務大臣 これは昨日、かけひきのないところをすつかり申したのでありますが、昨日申したことを引用するわけではありませんが、これは私自身が、もう少し努力してみたいと思ひます。ある原則をきめて、そのきめておる原則のわくの中では不可能でありませんが、つまり全体の予算計画を見せろという自身、私は少々むづかしいかと思ひます。同時に、給與が三分の一に減るといふことがあつたら、これはいかにしても生活を脅かす事実がそこに生ずるのでありますし、その事実を理解しないこともありません。それから、例外として認めてくれるだろう、認め得る機会が自然生ずるだろう。これは私自身がもう少し努めてみたい。努めた結果については、御報告ができる可能性があるように私は思ひます。いづれにしても私は努力いたします。

○徳田委員 そこで申し上げたいことは、こういう首相の御答弁でありますれば、結局するところ、年越しの資金がいくら出るという程度でありまして、新しい給與水準の全体に關しては、すなわちこの公務員法の經濟的保障となるべきものには該當しないのではあるまいか。そういうことになりま

○吉田國務大臣 これは昨日、かけひきのないところをすつかり申したのでありますが、昨日申したことを引用するわけではありませんが、これは私自身が、もう少し努力してみたいと思ひます。ある原則をきめて、そのきめておる原則のわくの中では不可能でありませんが、つまり全体の予算計画を見せろという自身、私は少々むづかしいかと思ひます。同時に、給與が三分の一に減るといふことがあつたら、これはいかにしても生活を脅かす事実がそこに生ずるのでありますし、その事実を理解しないこともありません。それから、例外として認めてくれるだろう、認め得る機会が自然生ずるだろう。これは私自身がもう少し努めてみたい。努めた結果については、御報告ができる可能性があるように私は思ひます。いづれにしても私は努力いたします。

○徳田委員 そこで申し上げたいことは、こういう首相の御答弁でありますれば、結局するところ、年越しの資金がいくら出るという程度でありまして、新しい給與水準の全体に關しては、すなわちこの公務員法の經濟的保障となるべきものには該當しないのではあるまいか。そういうことになりま

つはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

○吉田國務大臣 これは考へようでありますが、一部であるか、全部であるか、全部ができれば結構であります。この全部は結局予算全計画を示すことができたときに認めらるるのであります。まずさしあたり、何を言つてみて十二月の問題が差迫つた問題でありますから、十二月の越多資金と申すか、とにかく差迫つた問題だけを先に解決して、そうして同時に全予算計画に及ぶ。予算計画としては相

いことに思はるるのであります。そうでありますから十二月中にこの予算ができないといひますれば、この公務員法の審議は實際には不可能な状態に陥りはしないか。そういう場合には、吉田さんとしては、もうそういうものになつたならば、これはしかたがない、だからただちに解散して、ずばりとひとつやるといふ御決心であるか、いつまでもこの予算の来るのを待つて、多数党に引きずられて、すといふのとなんで引きずられて、これを引延ばさなければならぬといふことになりませうか。そのところを、ひとつ御決意を伺ひたいと思ひますが、どうですか。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

○吉田國務大臣 これは將來のことになりますから、あなたの御想像の通りにお任せしたい。

を人事院規則で定める、こういうになつておるのであります。私どもの見解では、法律をもつて規定しなければならぬと思ふのであります。しかし、一應この改正案を出したつた政府としては、人事院規則の構想、その案文というものを、御準備なさつておるはずですから、それを至急お出し願ひたいと思ふのであります。もしこれが出て参りませんと、この法案の審議に非常な支障を来しますから、積極的であればあるだけ、その資料が必要であることを申し添えて、すみやかにお出し願ひたいと思ふのであります。お出しになる日はつきりしておりますればそれも御明示願ひたいと思ひます。

○吉田國務大臣 この法律の公布と同時に人事院規則は發布することになつてゐるものであります。今日もすでに一審議の参考としてお手元にまわしてあるものであります。

○高橋(順)委員 今お手元にまわしたとおしやるが、私どもの手元にまわつておりますのは、政治的行爲に關する人事院規則草案という一片の紙が参つておりますが、その他まわつたものは届いていないのです。その点いかがでございますか。

○吉田國務大臣 必要なものについて逐次おまわしすることになつてゐるものであります。

○赤松(勇)委員 ただいま徳田君の質問に對しまして總理から、追加予算の一般的編成が不可能である。従つてその中から緊急必要なものを出して行きたいという御答弁がございました。これはあるいは間違ひであるかも知れませんが、新聞の報ずるところに

よれば、民主自由党は決議をもつて三月一日から取引高税を廃止する法律案を、議員提出の形で出す、大体この点は、大藏大臣、廣川幹事長、佐藤官房長官、總理の間に了解済みであるといふようなことが報道されてゐるのでございます。今總理の御答弁を聞きますと、この取引高税の問題、つまり三十二億円の予算の問題は、全然御存じないやうに思ふのであります。この点はいかがでありますか。

○吉田國務大臣 党としてはいろいろ研究いたしてゐるやうであります。しかしながら私のところへ持つて来て、今お話のように私も協議にあつて同意したとが、あるいは協議にあつたといふことはまだありません。

○赤松(勇)委員 そうしますれば、この際確認しておきたいのでございまして、先般民主自由党が発表いたしました取引高税を三月一日から廃止するといふ問題は、これは民主自由党自身の問題であつて、政府との間には何の関係もないことだ。従つて政府自身はさういふことを考えていないといふことを確認願ひますか。

○吉田國務大臣 私は大藏大臣を兼任しておらぬものでありますから、今大藏大臣との間にどういふ話があるか存じません。しかしながら私の手元にはまだまわつて来ておりません。

○角田委員 先ほど文部大臣の答弁をお願いいたします。

○下條國務大臣 先ほど申し上げたことに不足がありますから、追加して申し上げます。給與の発令權は、義務教育に關する限りにおきましては、都道府縣の教育委員会で処置いたします。その他のものにつきましてはおの／＼

設置するところの、市とかあるいはその他の團體において実施することになつております。

○高橋(順)委員 先ほど文部大臣は地方の教育公務員も、根本においては國家公務員法の適用を受けるのだとおつしやつたのですが、その点私ども非常に疑問に思つておるのであります。その法的根拠をお示し願ひたい。

○下條國務大臣 地方の公立学校等の校長教員等の關係職員は、すべてこれは官吏の身分を持つております。そのは國家公務員法の適用を受けることになるのであります。

○高橋(順)委員 今の御答弁では私のお尋ねしておる点に觸れないのです。が、たとえば小学校の教員というやうなものもこの國家公務員法の適用を受けるとおつしやるが、その法的根拠をお示し願ひたい。

○下條國務大臣 今の公立学校のものにつきましても、教育公務員が一般公務員たるの原則によりまして、当然一般職の中に入りまして適用を受けるというのであります。

○高橋(順)委員 國家公務員とそれが言へますか、それが公務員たるということはよいが、國家公務員というものが言えるかどうかというのです。

○下條國務大臣 その点はたしかにその通りであります。

○高橋(順)委員 何ゆゑにそれが國家公務員といふかといふことの御説明をお願いいたします。

す。

○前田(種)委員 私はこの二十五條までの、先ほどの岡部政府委員の説明に對して質問したいと思ひます。第一点は、人事院規則の制定です。これは淺井委員長にお願いいたします。今までの一般質問の中にも、各委員が、人事院規則の制定を人事院でこしらへることは無理である、どうも現在これをながめてみますと、かつての國家總動員法がまつた委員立法であつて、あとは議会の協賛を経ずしてかつてにやるといふことになつた悪例の、顯著なるものがあるわけでありまして、この改正案を見ますと、重要な箇所を人事委員会がかつてにやれるといふことになつて来ております。どうして人事院規則の重要な部分は、法文化することが妥當だと考えます。人事院規則の中で重要な部分と、そうでない部分とがあると思ひますので、この点についてもう少し具体的に委員長から答弁が願ひたいと思ひます。

もう一つは人事院會議で定める場合に、議決するといふことにはなつていない。人事院がかつてにきめるということになつておりますが、人事院の三人の議決できめるというところは、この條項には一つもないわけでありまして、これはあくまで人事院の議決を要するといふことにはなつていないと考へます。その意味において十三條の末尾に人事院は、國會の承認を得て、その必要とする云々といふ項目があるのです。こういう項目は必要であるからこゝに載せたと思ひますが、この項目以上に今申し上げた人事院の規則の制定といふことは重要な部分でございまして、どうしても國會の承認を得るというやうになせなかつたかといふ点を、先ほどの人事院規則の重要性と勘案いたしまして、委員長の答弁を求めます。

○淺井政府委員 人事院規則の範圍がきつて廣範であつて、これは一種の法律のわくの形になつて、人事院がこつてなことをする、こういう御質疑が大分ございまして、これにつきまして、この人事行政といふものがきつて特殊なものであつて、専門的な技術的なものでございまして、これは人事院の議決による人事院規則におまかせを願つても、御懸念のやうな点はなほないではないかと考へて、その例外的なものは若干ございまして、たとえば政治行爲の制限に關する人事院規則の点でございまして、これに對する特別の事情があつたことは申し上げた通りでございまして、それからただいま前田さんの御質疑中に、人事院規則は人事院の議決を経るかどうかといふやうな御質疑がございましたが、これは十二條に明らかに人事院の議決を経なければならぬことになつておりますから、人事院規則の制定改廃は、人事院の正式な議決によつてなされる。私はそれでよろしいのだと思つております。ただ非常に範圍が廣範だといふ点につきましては、たいへんこつともな点もございまして、今申しましたやうな事情で、どうぞその点は御了承願ひたいと思ひます。

○前田(種)委員 今の御答弁は通り一べんの御答弁だと考へます。私はそれでありまして、委員長に至急に人事院規則に一体どういふものをのぞいたかといふ項目をあげて出してもらいた

ものであつて、それがいろいろの事情でできないとするならば、まず特例はさつそくこれと一緒に用意するべきものであつて、いろいろの事情上やむを得ないとは申せ、その特例すら出せないというに至つては、われわれはこの國家公務員法の一部改正する法案の審議を返上せざるを得ない。なぜならば、全國の教育公務員が注視しているこの問題が、そしてこの人たちが、何によつて律せられるのかさつぱりわけがわからぬ。そこで人事院規則によつて律せられるということは、非常にべらぼうな話だと思ひましたけれども、今言つたような事情でわかりました。そこでひとつ文部大臣は良心的な立場において、同時に日本教育の民主のためにも、また日本教育の權威のためにも、御希望でも結構であります。將來獨立法を持たんと決意しておられるか。それからこれはきつめて困難な情勢であるとは思ひますが、この特例を早急に關係方面と折衝されまして、本議院にまだ間に合いますから、ぜひお出しを願ひたい。こう考へて以上のこととを要望し、同時に今の政府委員との話の食い違ひのことと、それからそれに対する御意見を承りたい。

それからもう一つ、高橋委員の間に答えて、教員も國家公務員であるといふやうなことを申しておりますが、私は文部大臣のほんとうの腹はそうじゃないと思ふ。いろいろの事情上、政府の一員としてこの提案されて、特例も出ない、獨立法案も出ない、やむを得ずそう答へられておるかと思ふのであります。これらについても明確にひとつ御答弁を願ひたい。

○下條國務大臣 まず第一点の、教育

公務員に關する特例法案が出ない場合の処置は、一應先ほど閣下政府委員の述べられた通りであります。もし必要があればということも申し述べたつもりであります。必要があれば法律にかわる人事院規則による規定が必要ではないかと述べたつもりであります。教育公務員については特殊性があるから、その特殊性の範圍の限度におきまして、特段の規定を設けたい。しかしながらこの規定が先ほど申しましたやうに、客觀情勢によりまして、今期議案には提案できないやうな始末になつております。これにつきましては私としても十二分に努力したつもりでありますけれども、いろいろの都合で出せません。次の議會に出して御協賛を得たいと思つております。

○角田委員 理事會を開くため暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時三十分再開

○角田委員 休憩前に引續いて會議を開きます。

これより閣下政府委員の説明に對する質疑に入ります。前田君。

○前田(種)委員 この第三條の、きのうからいろいろ問題になつておりますところの、内閣の監督が十分であるやうに法務總裁は答弁されておりますが、それは現行法と違ひまして、いろいろできるやうに答弁された感があるのです。それで官房と同様な人事院が内閣のもとにあるやうになつておりますが、現行法で行けばつきりと「總理大臣の所轄の下に」ということを明確にしているのです。「内閣の所轄の下に人事院を置く」というこの改正案

と、現行法との内容、内閣總理大臣の監督の輕重、人事院の獨立性という点について、これは大事なことでありますから淺井委員長から、もつと明確にしてもらいたいと思ひます。

○淺井政府委員 ごもつともの御質疑であります。從來ある國家機關が内閣に屬するといふ場合に、およそ書き表わし方が三つございまして、第一は所屬といふ言葉、第二は管理といふ言葉、第三は所轄といふ言葉、この言葉の順序に従ひましてだん／＼獨立性があることになつております。つまりある機關が内閣に所屬するといふ場合には、いわゆる内局と昔から申しておりました、それよりやや獨立性を持つたものを表わす場合には管理と申しておりました。たとえば内閣總理大臣の管理のもとに何とかを置く。この管理と申しますのは、いわゆる從來の外局あるいは管理局と申したものでございまして、ところが近來といふ／＼公正取引委員會でございましてとか、あるいは人事委員會でございましてとか、いろいろやうな、仕事の性質上もつと獨立性を持つたものが現われて参りました。その場合にこれを表わす言葉を所轄といふ文字で表わすことになりました。これはひとり人事委員會のみならず、公正取引委員會もたしか所轄といふことになつてゐるやうに存じます。從來の所屬、管理、それよりもつと獨立性を持つてゐる、しかしながらそれは内閣なら内閣、内閣總理大臣なら内閣總理大臣に屬してゐるといふ意味を表わすのに、この所轄といふ言葉を使つてゐるわけでございます。そこで憲法第七十二條との關係でございまして、第七十二條によりますれば「内閣總理大臣

は、内閣を代表して行政各部を指揮監督する」となつてあります。この指揮監督といふのは二種ございまして、指揮及び監督の場合と、指揮はないが、ただ監督の場合と、明治憲法の時代から二様に使つていたわけでございますが、これは人事院のやうな所轄の場合には、これは監督はあるけれども指揮はない。一々指揮をしないといふことは、その獨立性にかんがみて明白でございます。そこで憲法七十二條の監督権は、この法律の規定によつて排除せられるものでないといふことは申すまでもないのでございまして。この監督権を前提としたしまして、報告する、レポートといふ言葉を用いてゐるわけでございます。このレポートといふのは直接の責任のもとにある、アンダー・ダイレクト・リスボンシビリテイといふ言葉に對應した言葉であつて、つまり指揮は受けないが監督は受ける。それならばどうしてここに監督を受ける書かなかつたかといふことでございますが、これは前から申しましたやうに、この人事院の獨立性にかんがまして、裏からその意味を表わしてゐる、こゝろが起案者の考へでございまして。

○前田(種)委員 しかば内閣總理大臣は、人事院に對して全責任を負わなければならないのか。要するに人事院の一切のことは、内閣總理大臣が全責任を持たなければならぬのかどうかといふ、責任の面を明確にしてみたいと思ひます。

○淺井政府委員 それは非常にお答へのむずかしい点だと実は思つております。憲法によりますれば、行政権は内閣にあるといふのでございまして、

國會に對して連帶責任をとるのは内閣である。こゝろが起案者の考へでございまして、人事委員會のことにつきまして、内閣は國會に對して責任を負わなければならない、こゝろが起案者の筋道であると思つております。ところが御承知のやうに、また一方、素朴なる三分分立ては、ただいまの行政は理解できないのでございまして、御承知のやうに憲法におきまして、國會は唯一の立法機關だと書いてございまして、これのほかに立法機關はないといふ意味を明確に表わしてあります。司法権につきましては「すべて司法権は」とありまして、裁判所以外に司法権を取扱ふところはないといふ意味を表わしてあります。ところが行政につきましては、内閣が唯一の行政権の所在であるとも、またすべて行政権が内閣に屬するとも書いてございまして、これは一切の行政を内閣でやる意味ではないといふことを、この裏面においておのずから憲法の條文に使ひわけをしてゐるわけでございます。この行政の複雑化と進歩に伴ひまして、行政に屬するけれども、行政からいろいろ獨立したところの機關が現われて來るというこゝろはやむを得ないこととございまして。現制度におきましては、たとえば會計検査院のごとき、これは憲法上の機關ではございましてけれども、立法、司法、行政のどこに屬するかと申しますれば、明治憲法の時代には天皇に直隸するといひましたけれども、現行の憲法のもとにおきましては、これは行政に屬するよりほかに屬しようがないのであります。しかしながら會計検査院の獨立性から見ますれば、はたして内閣が會計検査院のやることの

一七

も、今日においてはもうこれでまさか

区別するようなどはないのであつて、むしろ今日現実の問題として大事なものは、政治的意見もしくは政治的所屬關係によつて、差別待遇をするということがあるのではないかという方が近代的ではないかというので、これを入れたことになつてゐるわけでございます。趣旨はその通りで、これは百二條の政治的制限の問題とは全然關係がないのでございまして、百二條の政治的活動の制限は、つまり國家公務員としての性質上、ある一定の政治的活動を制限しようというのでございまして。こちらの方は國家公務員として差別待遇されてはならぬというその原因をしるしてゐるわけでございます。

○前田(種)委員 どうもそこが百二十七條で見ますと所屬もできるし、關係もできるということにはつきりなるわけですが、要するに憲法の條項に基いて政治活動ができるということが言えるし、またそう見られるのです。そうしておきながら百二條によつてきつと締めるといふ形になつておられますので、今の答弁ではどうも不十分でありますから、もう少しその点を明確にしておきたい。百二條で原案のようにきつと政治活動を拘束しようというのでありますれば、この百二十七條の文字の書き方はもつと考慮されなければならぬ。百二十七條がもう少し考慮されなければならぬ。提案されておられますところの原案は、この間に矛盾があるようにも見えます。見えないようでありまして、その点を見えなからう少しこの点を明らかに

ないように見えますが、改正案のこれだけの問題を見ても、そこに矛盾があるように見えますので、ここはもつと注意して修正する必要があるのではないかと、これを許すならば百二條はもつと大幅に修正する必要があるというふうに私は疑念を抱きますので、この点を明らかにしようと思つたのであります。

○淺井政府委員 ごもつとも思いますが、第二十七條の原則はこれはかえりませんが、第二十七條の方にあるべきではない、そういうふうに考へております。問題は百二條の方にあると思ひますが、私の立場としましては、この百二條は制限せられる政治活動の範圍をなるべく少くしたい、こういう立場におるのでございます。

○森松(勇)委員 人事委員長といたしましては良心を傷つて答弁されておる。第二十七條はいわゆる憲法で保障されております政治的自由の重要な項目であります。しかもこれは百二條と重大な關係があるというゆゑは、本日われわれに配付された政治的行爲に關する人事院規則草案、この草案の中にいろいろのがある。「單なる構成員としての役割を越えて、政黨その他の政治的團體の運営に影響を及ぼすような役割をなすこと。政治的意見を持つこと」と、政治的所屬は自由であるといふことがこの百二十七條によつて保障されておる。従つて政治的意見を持ち、政黨に所屬する以上は多かれ少かれ、これは影響を及ぼす役割は當然演ずるのでありまして、従つてこれは重大な矛盾があると思ひます。もつと大事なことは、この人事院規則の中で憲法を否定するやうなものがあつて、それは第五でございまして「政治的會合又は政治的示威運動を準備し、主催し、又は指導すること」これをやりますとたちまち休刑になるわけですが、一休憲法を引用するまでもなく、いわゆる政治、言論、出版、結社、集會の自由はだれにもあるもので、殊に政治的デモンストレーションを準備し、主催し、指導することができないといふことは、人事院規則において憲法をしばるやうな規則になりまして、人事院規則に全部任せておくから、人事院規則に全部任せておく憲法を破るやめやめに破壊して、基本的自由を破壊し、政治的自由を剝奪するファシズム的なやうな規則が生れて参りますから、われわれは問題にしておる。この点についてあなた是非常に答へにくい立場にありますが、學者としての良心的立場、憲法學者淺井という立場から考へて、今の答弁が良心的であるかどうか、もう一度判断をして答弁をしてもらいたい。

○淺井政府委員 速記をちよつとやめてください。

○前田(種)委員 どうもそこが百二十七條で見ますと所屬もできるし、關係もできるということにはつきりなるわけですが、要するに憲法の條項に基いて政治活動ができるということが言えるし、またそう見られるのです。そうしておきながら百二條によつてきつと締めるといふ形になつておられますので、今の答弁ではどうも不十分でありますから、もう少しその点を明確にしておきたい。百二條で原案のようにきつと政治活動を拘束しようというのでありますれば、この百二十七條の文字の書き方はもつと考慮されなければならぬ。百二十七條がもう少し考慮されなければならぬ。提案されておられますところの原案は、この間に矛盾があるようにも見えます。見えないようでありまして、その点を見えなからう少しこの点を明らかに

○淺井政府委員 ごもつとも思いますが、第二十七條の原則はこれはかえりませんが、第二十七條の方にあるべきではない、そういうふうに考へております。問題は百二條の方にあると思ひますが、私の立場としましては、この百二條は制限せられる政治活動の範圍をなるべく少くしたい、こういう立場におるのでございます。

○森松(勇)委員 人事委員長といたしましては良心を傷つて答弁されておる。第二十七條はいわゆる憲法で保障されております政治的自由の重要な項目であります。しかもこれは百二條と重大な關係があるというゆゑは、本日われわれに配付された政治的行爲に關する人事院規則草案、この草案の中にいろいろのがある。「單なる構成員としての役割を越えて、政黨その他の政治的團體の運営に影響を及ぼすような役割をなすこと。政治的意見を持つこと」と、政治的所屬は自由であるといふことがこの百二十七條によつて保障されておる。従つて政治的意見を持ち、政黨に所屬する以上は多かれ少かれ、これは影響を及ぼす役割は當然演ずるのでありまして、従つてこれは重大な矛盾があると思ひます。もつと大事なことは、この人事院規則の中で憲法を否定するやうなものがあつて、それは第五でございまして「政治的會合又は政治的示威運動を準備し、主催し、又は指導すること」これをやりますとたちまち休刑になるわけですが、一休憲法を引用するまでもなく、いわゆる政治、言論、出版、結社、集會の自由はだれにもあるもので、殊に政治的デモンストレーションを準備し、主催し、指導することができないといふことは、人事院規則において憲法をしばるやうな規則になりまして、人事院規則に全部任せておくから、人事院規則に全部任せておく憲法を破るやめやめに破壊して、基本的自由を破壊し、政治的自由を剝奪するファシズム的なやうな規則が生れて参りますから、われわれは問題にしておる。この点についてあなた是非常に答へにくい立場にありますが、學者としての良心的立場、憲法學者淺井という立場から考へて、今の答弁が良心的であるかどうか、もう一度判断をして答弁をしてもらいたい。

○淺井政府委員 速記をちよつとやめてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○角田委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

○高橋(種)委員 速記を始めてください。

はり違法問題として取上げられる場合には、これに含まれるものと考えておられますから、憲法には違反しないと思ひます。

○高橋委員 とういたしますと、明治憲法時代の行政裁判所に出訴し得るような行政機関による違法処分によつて不当な処置がなされたという場合は、全部これは法律問題として裁判所に出訴することができ、こういうふうな御見解になるでしょうか。

○福田委員 高橋さんの御見解の通りではないかと思ひます。

○玉井委員 これは逐條の審議の途中で申し上げるのではなはだ恐縮ですが、実は四、五日前から法務総裁にも御出席を願つておりましたものの継続でございまして、ぜひこの際お答えを願ひたいと思ひます。先般、日にち

はよく記憶しておりませんが、第八委員室で開会されましたとき、農地委員の専任書記の問題をお尋ねしたのであります。その際係給の拂渡しがきわめて悪い。さらにまたいろいろな事情から農地委員の専任書記の諸君が困つてゐるという事はお聞きのことと思ひます。おあつた事情で農地委員の専任書記が事実上仕事をできない、やれないのだと言つて仕事をしなかつた場合には、法務総裁のお考えでは、いわゆるあの政令二〇一号との関係においてこれを取締られるようなことがあるかどうか。またさらにその他の政令で取締られるようなことがあるか。

私の考えでは、むしろさうな状態に農地委員の専任書記の諸君が追い込まれるとすれば、仕事ができないといふことによつて逮捕されるのは誤りで、かえつて違法性の阻却原因がある

のじやないかといふことも考えられるのであります。この点は今後あらゆる政令御適用の基準として、それから今後地方公務員その他の問題との関係において、地方公務員法はまだ出ないという状態において、どういふ方針をとられるかといふことを承つておきたいと思ひます。

○福田委員 今の御質問はなかなかむずかしい問題でありまして、具体的の場合でございせんかと思ひますけれども、今のたとえば農地委員の書記でございまして、そういう場合にどういふ行動をとるかによつてまた違ひましようと思ひます。けれども地方公務員に關する限り、公務員法ができません間は、二百一号の政令が有効に働いておる。そこで本法よりも、残つております二百十号の規定の方がいささか酷と申しますか、そういう場合があるやうであります。しかしながら政令三百十一号とは別でありますから、やはりそのときの事情に應じて、適当に実際の具体的事実を親切に見て参りまして、法の適用をやつて行くよりほかはないのではあるまいかと考えております。

○玉井委員 この際法務総裁にぜひお願いしておきたいのですが、そういう問題に關して先般わが党の石野君が日立の問題に關して質問をいたしました。あのやうな場合におきましても、実はお手許に入つておる情報が非常に歪曲されております。きょうもいろいろな關係で実際の状況を國政調査することになりました。さうでありますが、いづれ結果が出ると思ひます。こういう問題につきましても、法務総裁の立場

においては、どうかきわめて慎重にお取扱ひを願ひたいと思ひます。特に私どもの経験では、かつての話ではあります。警察署で水道のホースでなぐられて、拷問なども受けておる。それがそのまま幸ひ私の家に逃げて來ましたので、写真にとつて警察官を告発したことがあります。そのときに一檢察官の方が、これは個人的話ですが、写真がついておつたのであの警察官を守つてやることはできなかった。かようなことを告白しておられるわけでありま。かようなことでは、すでに檢察官と直接の司法警察官との間に、非常な間違ひが行われる可能性が相當あるといふことは言ひ得ると思ひます。そういう意味で、今申しましたやうな問題につきましても、具体的な事情を取調べることは、なるほど、裁判所できめる問題ではありますけれども、檢察廳で一應の調査をされる場合にも、公平にあらゆる事情を十分しんじやくした方法によつてお調べをお願いしたい。かようにこの席をかりてお願いしておくわけでありま。

ちやうど大蔵大臣が見えておられますのでお伺ひいたします。私はやつかいなことをお聞きするわけではありま。せんから、十分にひとつ誠意をもつてお答え願ひたい。もし御自身でいかぬとおつしやるなら、次官でもだれでもけつとらであります。現に先般來お願ひしてありました農地委員の専任書記の諸君が、全國に五万おられます。この農地委員の専任書記の諸君のみならず、農地法に基づく仕事をやつて行くために、非常に多くの経費を必要としております。その経費が不足のために、町村においては農地委員の俸給も

削られてこれを経費にまわしておるところがあります。そういうやうな事情でありますので、実は現在行われておる農地改革といふものは、書記の諸君の俸給の上に乗つて仕事をされられておるといふやうな事情が相當あるものであります。そこで伺ひたいことは、実は今般農地法を施行して行くために、追加予算の中に農林省の原案として三十八億を計上いたしたわけでありま。ところが大蔵省ではこれを十二億に削減なさつていらつしやる。半分以下に削られたわけでありま。私はこれは非常に重大な問題だと考えております。特に農地委員の専任書記の俸給もこの中に入つております。しかも今申しましたやうに、事務費の不足を農地委員の諸君の俸給の中から差引いても出させるやうな町村が相當あることを考へますと、これは單に大蔵省の予算だけの問題ではなく、実は國家公務員ではないにしても、地方公務員としての農地委員の専任書記のふところを痛め、それらの地位を危うくすることになるものであると思ひます。この点に關して大蔵省ではなるほど財源が困難なことはよくわかりま。が、農林省の原案として三十八億を計上されたのに対して、十二億にしなければならなかつた。しかもその結果がこれらの事務員の諸君の生活を脅かすのだといふことを御承知の上でなすつたものかどうかといふことを、ひとつ簡単に伺ひたい。

○泉山委員 農地委員の書記の方々の三十八億の農林省の要求につきましては、これを圧縮する必要があつたのでありまして、かれこれ財源の方面とにらみ合せましてこれを査定をい

たすのは、私からあえて御説明申し上げるまでもなく、予算編成上まことに万やむを得ない必要にせまられたのであります。しかしながらその事情につきましては、十分これを承ひたいとおるのであります。

○玉井委員 申し上げるまでもなくとおつしやるのですが、その申し上げるわけなのでありまして、今の十二億に削られたことによつて、少くとも現在あるところの吉田内閣自身が農地改革をどうするつもりかといふやうな、非常に大きな問題にも觸れて來るわけでありま。この法律は御承知のやうに第一次吉田内閣のときに成立した法律であります。実は生みの親である吉田内閣ですが、これをどういふふうになさるおつもりかといふことをお伺ひしたかつたわけでありま。その点に關しまして今の御答弁では、はなはだ不満足、というよりは、いささかも答弁になつていない。ちやうど農林大臣がお見えでありますので、この点をお伺ひしたいと思ひます。特に農林大臣にお伺ひしたいことは、今の点と、かねて今のように農林省の原案が三十八億出ているのを十二億に削られたことに対する御意見はどうかといふ点であります。もう一つは、ただいまお伺ひした中において、吉田内閣において農地改革をどういふふうになさるおつもりか。おやりになるならば、こういう公務員諸君の負担におやりになることは、むしろ間違ひだと思ひますが、この点はどうかいふやうにお考えになるかといふ点、しかも昨日お伺ひしたところでは、各町村では公務員の諸君の俸給を削るといふやうなやり方

について、はなはだけしからぬ。実際を調べて貰ふというふうなお言葉であつたのですが、そのお言葉とあわせてどのようにお考えになつておられるか。

第三点といひまして、農地委員会の専任書記の代表諸君が、昨日か、きょうか記憶しておられますが、農林省に伺ひまして農地課長に、このように減らされたのではわれ／＼としてはどうにも仕事ができないというのを申し上げて、そして何とが元通りにしていただけないだらうかというふうなことを陳情したものであります。そのときに農地課長は、これでできないと言つたところではかたがあるまい。かようにお答えになつたというのを、私本日聞いたわけでありまして。この農地課長の回答の仕方というものは、農林行政における、特に農地問題に対する吉田内閣の考え方とどのような関係になつておるかというのを伺ひたいと思ひます。念のために申し上げますが、このようなくことをこの席でお伺ひするわけではございませんが、施政方針その他がございまして、公務員法と特に密接な関係がございまして、やむを得ずお伺ひしておるわけでありまして。

○周東國務大臣 お答えをいたします。大蔵省に要求した予算が査定されたのに対してどう考えるかというお尋ねであります。昨日も申し上げましたように、大蔵省とは密接に連絡いたしまして、ただいま認められておりますのは、専任職員三千七百九十一円ベースの水準の増加に伴つて、それに必要な増加と、それから事務費の必要額が認められております。従つて

その事務費の問題につきましては、昨日お話になつたように、専任職員等が事務費の足りないのを、俸給を削いでやつておるといふような事実があれれば、それは最も悪いことであります。で、事務費が賄ひ得るよう増加要求をいたしておる次第であります。

それから吉田内閣の農地改革に対する方針はどうかというお尋ねに対してはありますが、あくまでも農地改革の目的とする小作農家に對して土地を所有せしめて、自作自営農家にする。そのうしてそれを基盤に農村の民主化と農家経営の安定をはかるという線についての根本の目的は、あくまでも吉田内閣は推進して行くつもりであります。で、この目的を達成させるような経費については、財政の許す限りこれは認めていただいて進めて行こうと考えております。

次に農地課長の言葉についてであります。それはおそろしく今申し上げましたように、人件費をして必要な水準にまで引上げることに對しては、大蔵當局におきまして一般物價水準の決定に即應して、これに合うように専任職員の俸給を考へていただいております。すし、事務費の問題につきましても今日の場合に必要な限度において認めてくれておりますので、それ以上についてはさらば今後の状況に應じて考へて行くといふことを述べたと考えております。

○赤松(勇)委員 泉山大蔵大臣にお尋ねいたします。先般私委員会におきまして御質問を申し上げた際に、給與の追加予算は何かこの國會に出したいという御答弁がございまして、私も非常に安心をしておつたわけでありまして、ところがあなたの好きな諸般の情勢ですか、この諸般の情勢は、追加予算の提出が今國會にはほとんど不可能である情勢に立ち至つてゐるのかとよく考へられるのでございまして。そこであなたが委員会におきましてわれ／＼に御答弁くださいましたその点を、さらにあなた自身をもつて今國會に給與ベースを出すことができるかどうかをお答え願ひます。

次に淺井人事委員長にお尋ねいたしますが、第二十八條中のいわゆる給與等の問題でございまして、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない、こういう点から政府に對して人事院の勧告案が出されたと思つてございまして、先般この点につきまして淺井さんにお尋ねいたしましたのが、水野君が質問をいたしました際に、政府が人事委員会の勧告案に對して、何らの意思表示をしないといふことは、政府の怠慢であると顏色をえられて大蔵大臣ははつたとらみつけて、この委員会でも非常に憤慨をされた。私は淺井さんは非常に良心的な人だと思つてそのとき意を強くしたのであります。この勧告が單なる勧告であつて、政府が財源がなくてできないのだと言つてしまつてこの勧告が消えるようなならば、一方においては非常に強大な権限をもつて勸告官更におぼしめることができる。他方においては給與の問題については勧告のしつぱなしで、財源がなくてできないけれどもやむを得ないのだ、こういうことになる。私は前にもあなたに言つたように、あなたは政府に勧告する義務を負つてゐるのであります。一方においてはこの点は非常に明確になつていないので

す。たとえばあなたが勧告した案よりも安い賃金ベースが政府でできる場合には、あなたはいわゆる政府機関の一人として、それを支持しなければならぬ立場になつて来るわけですね。そういう点に非常に大きな矛盾があるのをごいひますが、要するにあなたの勧告の義務というものを、これをどのようにお考えになつてゐるか。泉山大蔵大臣は今會期中に追加予算の提出ができるかできないか。これは重大な問題で、さつき共產黨の徳田君も出さないやうだつたら、審議を中止しようじやないかというやうな強硬な申し入れもあつたやうでございまして、この点は國家公務員法の成立と非常に大きな関係がございまして、明確に、具体的にお答え願ひます。

○泉山國務大臣 赤松さんのお尋ねにお答え申し上げます。新給與ベースを予算化したしまして、またその他現段階におきまして、どうしても追加予算として提出せざるべからざる費目につきまして、これを追加予算として提出すべく、鋭意政府において努力を重ねておりますことは、赤松さん先般御承知の通りであります。しかるにもかかわらず赤松さんにおきましては、今日これを不可能であるとお見通しでございまして、私どもは他の一面におきまして努力に努力を重ねまして、これは必ずしも可能なのであると今日心得ておるのであります。この点につきましては何とぞ深き御理解を賜つたかと思つてございまして。

○淺井政府委員 ちよつと大蔵大臣の御答弁がわかりかねますが、私といたしましては、この勧告は正しいものと信じ、かつ強くこれが受諾を求めなければならぬ義務を負つておると考へておる次第でございまして。大蔵大臣の御苦心は重々お察し申し上げます。またマツカーサー元帥の書簡の趣旨に基きまして、國家公務員法の改正との給與ベースは、人事委員会といたしましては同時に提出いたしました。が、政府に出しましたのが遅れたことは、これはわれ／＼の責任もあらうかと思ひますが、ただいま大蔵大臣はそれも可能だといふ仰せでございまして、私は大いに期待を待つて満足いたしておる次第でございまして。

○赤松(勇)委員 ところでもしあなたの勧告を政府がこれを予算化されず、たとえば給與ベースの問題が今會期中に出されないというやうな事態が生れた場合には、あなたはその義務を怠つたことになる。そういう場合にあなたはどのような責任を感じになるか、これが第一点。それから泉山大蔵大臣は、今會期中に追加予算を提出し得る可能性があると御答弁をいたされたが、私も淺井さんと同じように意を強くしたのでございまして、けさは總理大臣にお伺ひいたしますと、總理大臣は今會期中に追加予算を出すことは不可能であるといふやうな御答弁であつたのでございまして。總理大臣は不可能であつて、不可能の場合はどうするかと言つたら、その際は第四國會でやるか、それができない場合、つまり解散した場合には參議院の緊急集會にこれをゆだねる。こういうことをきようこで明確に御答弁になつた。あなたはこれを今國會に出す確信があるし、可能性がある。一方においては總理大臣は出す確信も可能性もない。なお解散される場合には參議院の緊急集

会にゆだねる。もし解散がない場合には第四国会にこれを出す。こういうことになつて、大蔵大臣と総理大臣と、所管大臣の間には非常に大きな見解の相違があるのでございますが、あなたは今の御答弁を責任をもつてわれわれにそれを約束できますか。この二点を伺ひたいと思います。

○浅井政府委員 私共都合によつて先にお答えいたしますが、六千三百七四のこのベースは、私どもとしては正しいものと信じておりますが、万一それが内閣において低く認められた場合、そのときにおいてとるべき私の態度については、ここで今申し上げかねます。なぜかと申しますと、私はまずその理由を承らなくてはいかぬと思つております。これが高過ぎるのであるか、あるいは財源がないのなら、どういうふうにならないのであるか、あるいは今のことがいかぬとでも仰せられるのか、それによつておのずから私の処する道も違ふかと考えます。

○泉山國務大臣 赤松さんにお答え申し上げます。総理大臣がこの席上におきまして、追加予算の提出につき、本国会にはおそろく間に合わないだらう。ついでには第四国会あるいは緊急集会、かようなお答えを申し上げたやに承つたのでありますが、問題は財務当局として私泉山三六がこれに當つておるのであります。赤松議員においてはこの事実を御認識願ひたいと思ふのであります。なるほど今日日数は大いに迫りまして容易ならざる段階にある。その見通しにおきましては容易ならざるものがございます。幸いに私どもの誠意について、また関係方面におきまして、非常なる御理解と御同情

の、上その審議を急いでおられるような実情にございますので、私は深く期待をいたしている。かようなことを申し上げたいと思ふのであります。なお第四国会とか緊急集会とか、かような問題は、これは総理の御答弁の前提においては当然考慮せられる問題であると思ひます。

○赤松(勇)議員 所管大臣からそういう確信的な御答弁をいただきましたので、やや安心の形であるのであります。そうしますと、けさの吉田総理の本委員会におきまして答弁はうそであつた、でたらめであつた、こういうことになるのでございます。そういうふうに了解します。それから浅井委員長に重ねてお尋ねいたしますが、あなたは先般の各委員の質問に對しまして、政府は当然臨時人事委員会の勧告に對して意思表示をする義務があるといふことをおつしやいました。また政府もその義務を感じているといふことをこの委員会で答弁している。現に私の手もとにきやうやつてまいりました手紙がこれだけある。この中にはお正月を目の前にひかえておるのだから、早く給與ベースをきめてもらいたい、というふうな努力してもらいたいといふ、ほんとうに切々たる訴えが來てゐるわけですから、そこであなたの勧告に對して半年後、一年後に、政府が意思表示をしてもかまわないといふことは、なるでしようけれども、結局時間の問題だと思ふ。非常に切迫しているときに、ずる／＼政府の意思表示の時間をひつぱられて、あなたが黙つてゐるといふことは、人事委員長としてこれはあなたの義務を怠つてゐるとわれわれは見ざるを得ない。そこで重ねてあなた

の、上その審議を急いでおられるような実情にございますので、私は深く期待をいたしている。かようなことを申し上げたいと思ふのであります。なお第四国会とか緊急集会とか、かような問題は、これは総理の御答弁の前提においては当然考慮せられる問題であると思ひます。

たの御答弁をお願いしたいという点は、一体あなたは、今会期中に政府が公務員法の裏づけとなるべき給與ベースを出す義務があるのかないのかといふことと、それからあなたの政府に對する意思表示の時間的な問題、この点についてあなたは早急に、たとえばこういう機会にこゝろやるべきであるといふことを、はつきりあなたの意思表示をしていただきたいと思います。

○浅井政府委員 黙つてゐるといふ仰せでございませうけれども、これは心外なものであります。決して黙つてはおらないのでございませうから、その点はどうぞ御了承願ひたい。その証拠と申しますのはおかしいこととございませうが、私の方といたしましては、新らしい給與ベースに基く法律案を、すでに起草を終りまして、いつでもこれを内閣に提出し得る段階に達してゐるわけとございませう。でございませうから、私は内閣の方で御決定を願へば、瞬間にしてこの法律案は国会に出せるだけの準備は整へてゐるわけとございませうから、どうぞ御了承願ひます。それから時間的な問題でございませうが、これはただいま大蔵大臣からこの国会に出せる可能性があると仰せでございませうから、私は非常に幸福に存じております。

○赤松(勇)議員 今会期中に出すことが適當と思はれるかどうか。

○浅井政府委員 私はそれは適當だらうと思ひます。早ければ早い方がよいとはきまつておりますが、これは内閣の御態度の問題だと思ひます。

○赤松(勇)議員 その場合に政府はこの会期中にそれを出す義務があるとなつたのはおつしやつた。この会期中にも

し政府の方でベースの追加予算を出す場合は、あなたはどのような責任をお感じになりますか。

○浅井政府委員 ちよつとその点を御追究になると困るわけでありませう。これは政府の財源その他の見合ひでございまして、と申しますと大蔵大臣の御口吻をまねるようでございますけれども、それは大蔵大臣にお尋ねを願ひたいと困りますが、私どもの立場といたしましては、全力をあげて一日も早くこれはひとつ解決を願ひたい。こういう氣持にかわりありません。

○赤松(勇)議員 そういたしますと政府の方では、人事委員会の勧告を、財源がないというだけで第二十八條の精神を蹂躪することができると。それで現にこれは蹂躪してゐる。あなたの勧告案の予算は絶対に組めない。泉山三六だと言つて今非常にいばられたいけれども、いくらあなたがいばつたところで人事委員会のあの勧告案に基く予算の編成は断じてできない。私はつきりそれは知つておる。そこでこの二十八條の規定でございませうが、いやくもこういふような規定がある以上は、政府においてはその勧告案の權威と言ひますか、その勧告案に示されたものに對しましては相當大きな責任を感じなければならぬ。そこで私は重ねてあなたにお尋ねします。これは速記を止めてお答え願つたらどうでございますか、あの六千三百四ベースといふものは、おそろく司令部の方との十分な連絡検討の上で出されたものだと思ふ。そこでもしこの勧告案を政府が受諾し得ないやうな、またこの義務を怠るやうな場合には、関係方面の意向はどうなるかといふことを明

確にしておいていただきたい。

○浅井政府委員 これは私からは何とも申し上げかねる立場にありますから、どうぞその点だけはあしからず御了承願ひたいと思ひます。

○相馬委員 今度の改正法案に關連するの泉山蔵相にお尋ねいたします。税務官吏の行動の問題ですが、税務官吏が地方へ税金の取立てその他相談に行つて、こういうことを言つておる。この税金はむりであるといふことを私は知つておる、しかし国会がきめたのだ、文句があつたら代議士に言へ、こゝう言つておる。これはほとんど口をそろえて言つてゐる。一部の現象ではありませう。そこで税務署へ行つてその本の税務官吏に當つて聞いてみますると、署長からこの地区ではいくらくらとれと言われたので、やむを得ず署長の命令をやつてゐるのであつて、署長の命令をそのまま聞くが、結局づつと上へ行くとなつたがきめたのじやないか、こういうことを言う。そこでよくこのことを説明いたしたと、それではよく署長と話をして間違ひのないように指示をしたい、こういうふうな税務官吏は言つた。ところが今度の改正法案の九十八條を見ますと、官吏は上司の命令には忠実に従わなければならないと明記してあります。政府がかかる改正法案を出したので、泉山蔵相といたしましては、いかなる指導方針をもたれておるか。また訓令等のようなものを出したことがあるか。出してなかつたならば近く出される用意があるか。これをひとつお尋ねいたします。いわゆる税務官吏の指導の問題であります。

その次は民自党としては取引高税を廃止するということをしはく申しております。一般の人たちは、民自党というものと現在の政府というものをやはり一應混同しますから、そこで地方の素朴な人たちは、取引高税はもう廃止されると思つておる。そこへもつて来て税務官吏が何と言つてゐるかと云いますと、これは悪税なのだ、悪税なので取引高税というものがあつたに、ほとんど人件費に食われてしまふのだというふうな放言をしておる。私は取引高税は悪税であると思つております。しかし一旦國會を通過したかには、税務官吏はかかる放言はすべきでないと思ふ。そういう意味合いから、この二つの点に關していかなる指導方針をもたれるか、またいかなる訓令等を出されたことがあるか。出してなかつたならば今後いかにする御予定か。これらについてお尋ねをすると同時に、取引高税のことについても触れてお答え願ひたいと思ひます。

○泉山國務大臣 相馬さんにお答えを申し上げます。その第一点、税務官吏がその徴税にあたりまして、やや遺憾の点があるやにたゞいま承つたのでありますけれども、おそろくそういうことは徴税技術上の、あるいは運営上の苦心というふうな意味合いかと承つたのであります。しかしながらもし現実、たゞいまお示しのような行き過ぎがあるといふしますれば、嚴にこれを戒めしめは奮勵いたしたいと思ふのであります。

第二点につきまして取引高税の脱税の事実あるやのうわさがあることを、実は他の委員会でも承つたのでございしますが、脱税の事実については、私も承知しておらないのでございまして、しかしながらもとより税金を適正に、しかも正確に徴税をする、これはもとより税務当局の本務でございまして、大蔵當局といたしましてはこれらの徴税官吏に対して、平素その基本方針に基いてこれを指導指導をいたしておることは当然でございします。以上御了承願ひたいと存じます。

○相馬委員 蔵相の答弁は、きわめて一生懸命に正直におつしやつてくださつたことを感謝いたします。行き過ぎだとおつしやつたが、私は今の説明——税金に文句があれば代議士に言へというのが行き過ぎたとか何とかいふこととて、徹底的に根底から税務官吏としてあるまじき考え違ひだ、こういうふうな申しておるのであります。どうかこの点につきましては適當な訓令等を出されまして、具体的に御指導あらんことを特に希望いたします。そうしてかつて一般民衆からおまわりさんがまわつて来たぞと言われた言葉が、今日でははら税務官吏が来たぞ、こういうことまで言われておるときの点であります。日本の民主政治確立の上に、税務官吏のもつ位置というものは非常に重大でありますから、この点についての適當な御指導を重ねて要望いたします。

○前田(種)委員 今相馬委員の質問に對して大蔵大臣は、不都合があれば處分するといふことをはつきり言われたのでございしますが、私は二百七十萬官吏のいろ／＼なやり方等については、たくさん材料を持つております。しかし根本の問題をなすものはやはり生活の保障であらうと考えます。生活の保障の問題は、言ひまでもなく國家財政の現状においては満足に保障することが不可能であるといふことは、私も百も承知であります。しかしあまりにも今日の現状は窮乏しているといふことが、末端の官公吏のいろ／＼の素行の問題になつておるようでございします。そうした不都合なものは處分するといふような、いろ／＼なことを言われますが、その前提をなすところの待遇の問題等につきましては、いろ／＼な角度から考えなくてはならぬ問題でございします。本議會再開以來、毎日のように賃金ベースの問題が、本會議に於いても、各委員会に於いても、論議の焦点になつておるといふことは、そこから來ておると考えますので、いろ／＼不都合な問題が起る原因をなしておるところのそうした問題等につきましては、直接關係の主管大臣である大蔵大臣は、十分留意されなくてはならぬと考えます。そういう不都合な者は、一体二百七十萬官公吏に對しては、ほんとうに大蔵大臣としてどういうお氣持でやつておるかといふところの、當事者としての熱意ある弁明をしてもらひたいと考えます。

○泉山國務大臣 たゞいまの前田さんの御指摘にはまことに御同感の点が多々あるのであります。今日官公吏諸君の生活のきゆう／＼な点につきましても、は、財務當局といたしましては深く認識いたし、まことに御同情にたえないものがあるのであります。従ひまして人事委員会から御報告がありましたことには、すみやかに新給與ベースの結論を得べく鋭意努力を重ねておりますことは、先般申し上げた通りであります。

す。いわんや前内閣當時におきまして決定せられた三千七百九十一圓ベースは、なか／＼きゆう／＼なものであつたやに聞いておりますが、さういふ認識の上に立つて、今日すみやかにこれを修正したい。かやうの考えを持つておるのでございまして、ただいまのお話はまつたく御同感に存じ上げる次第でございします。

○前田(種)委員 今のお答えの中に、前内閣が三千七百円ベースをきめたときにも、非常に財政的にきゆう／＼つてあつたといふようなことを言つておられますが、私はその事情も知つております。しかしあの予算案が成立する場合におきまして、予算委員長は明確な意思表示をいたしまして、要するに次に必ず臨時國會を開いて追加予算を出すという條件のもとにおいて、二十三年度の予算は成立しておるわけにございします。それでありまして、あなときの際議の決定は、來年の三月まで三千七百円ベースで行くといふのではないと考へます。そのために今日至急に臨時國會が開かれまして、突を申しますと、追加予算案が先決に出されなくてはならなかつたのであります。が、内閣の交渉その他のために事務的にいろ／＼遅れているものと聞いていますのでございします。私は先ほどから赤松委員の質問に對して大蔵大臣がはつきりした答弁をされましたので、その点を期待いたしました。ベストを盡してもらひたいと考へますが、ただ前内閣がいろ／＼やつたことについて、それを口実の一つにして今日追加予算案が提案されぬといふようなことは心外であると思はれます。どうしても新しく財源を求めて出さなくてはならな

い。必ず財源をもつて六千三百円にせよという案を社會党は出しているのございします。問題は政府の政治力いかによつて財源は捻出できると考へます。關係方面との折衝におきましても、要點は財源にかかつてゐると思ひますが、結局これは政府の政治力によつて決定されるものであらうと私は考へます。これ以上のことは私は追究いたしません。大蔵大臣は本委員會の壁頭から必ず出すといふことにベストを盡すといふことを言ひ切つて來られた建前上からいつても、どうか最善の努力をしてもらひたいといふことを希望として申し上げておきます。

○高橋(順)委員 ごく簡単に法務總裁にお尋ねいたします。この改正案によりますと、制裁法規が非常に強化されておるのであります。これは逐條審議の場合にほど慎重に検討し整理しなければならぬと考へておりますが、それに関連して問題は檢察權の運用といふことになりまして、私はまず具體的事實からお尋ねして参りたいと思ひます。これは本會議でも問題になつたことですが、司法事務次官の某氏が家宅搜索を受けたといふことは、いかなる被疑事實に基くものであるか。まずそれを一つ伺ひたい。

○畑田國務大臣 私はあの家宅搜索がありましてから、報告を受けたのであります。が、被疑事實は何ら明示されておりません。私の聞きましてところでは、これは炭鉱國管問題について全面的に搜查をしてゐる。それに關連して田中君の宅に証拠物件になるものがある。そこで田中君の宅を搜索することになつた。こういうことではあります。そこで私は、これはあとから聞いたと

とありますが、明確なる被疑事実がなくとも、捜査上必要であれば、それに関連して第三者の住宅も捜査し得る。こういう建前で捜索したのでありますと、こういうことではありません。しかしそれにしても全然関係のない人を捜索することはどうか。殊に議員でありますから、議員であります場合には、その逮捕する場合に、これを院議にまたなければならぬというものでありますから、少しどうも行き過ぎではないかと考えまして、今それを糾明し、かつこれに対して今後、そういうような疑いを受けるだけでもおもしろくないから、何とかこれを一つとはがらかなものにできないかと思つて心配をしておるのであります。但し法務総裁は檢察について責任はもつておりますけれども、檢察官の個々の事件を指揮する権限がないのであります。檢察総長のみを指揮し得るのであります。積極的に法務総裁が一定の檢察方針を立てまして、檢察総長を指揮するわけにはまいりません。やはり下級の檢察廳から順次案をもたらしまして、法務総裁の指揮を仰いだときのみ指揮し得るということになるだらうと思ひます。これは運用でありますから、なか／＼むづかしい問題であります。私は指揮権といふものはみだりに用ゐべきものではないと思ひます。従つて私に指揮を仰がなかつたことはまあ恕すべきではないかと思つております。多くの場合あつた問題は、地方檢察廳檢察正が自分の責任において、その考えに従つて捜査を実行するものださうであります。大きい問題はやはり檢察総長が法務総裁の指揮を仰ぐのがほんとうではないかと

思ひますが、それが問題が大きいか小さいか、あるいは事態が重要であるか重要でないか、そこに見解の相違と申します。判断の不十分であつたところがあるのじやないかと思つております。もしあるといたしますれば、それは檢察廳を監督しております私の責任であらうと思つております。その意味においてはなほ監督が不十分であつたと、これは私自分で責任を感じております。法律的には差支へはないこと、決して非難をさるべきことではないのであります。しかし政治的に見まして、あるいはその他から考えまして、多少私はそこに手落ちがあつたのではないかと思ひまして、みづから責めておるような次第であります。

○高橋(順)委員 家宅捜索に関する令状を出す場合には、被疑事実を明らかにしなければならぬといふふうに私は考へておるのであります。少くとも犯罪の嫌疑がなければさういふ捜査はできないと思ひますが、その具体的な犯罪事実を御発表になることができないければ、とにかく犯罪の嫌疑があつたといふことだけは認めになるでしよう、それはいかがです。

○種田國務大臣 個人の犯罪の嫌疑がなくとも、捜査上必要があれば、その所有者あるいは居住者に嫌疑がなくても捜査できるのださうであります。

○赤松(勇)委員 最後にこれは質問じやありません。これは今日質問いたしましたも答弁を要求することは少しむりだと思ふのです。そこで留保しておきますが、二日ばかり関係方面とも十分折衝していただいて、ぜひともこの委員会に御報告願ひたい。それは大蔵大臣も私と一緒に財政金融委員会へ入

つておつたのですが、三千七百円ペーの法律案が通過した当時の事情をよく御存じだと思ふのです。一緒に審議をしたのですから……。そのうちに大蔵當局を代表されまして委員会でお答の御に当たられた、加藤労働大臣、あるいは北村大蔵大臣等もその当時御答弁を願つたのでございますが、あの三千七百円ペーの法律案を通したときには、これは明白に内拂ひである。従つて團體交渉が成立したのちにおいて、全官公と政府でできたペーの線に沿つて予算を出して、そして七月に遡及して拂う。これは当時キレン労働課長も七月に遡及しなければならぬといふ強い意見をもつておつたのであります。そこで私は政府に要求したいことは、人事委員会は十一月からのペーを示しておるのですが、しかし財源がなくて十一月からしかたなしに一應暫定的なものを拂うのだ、財源ができれば七月まで遡及するのだといふ考へ方か、あるいは全然遡及せずに十一月からずつと拂つて行くのだといふ考へ方が、こゝういふ点を浅井人事委員長、あるいは泉山大蔵大臣、その他政府の關係者と關係方面を、十分に打合せをされまして、院議においてこゝういふふうに決定しておりますし、当時の政府答弁も全部議事録に載つておりますから、また今井給與局長も現に私の質問に對しましては、明白にこれは内拂ひであるといふことを申されておるのであります。政府がかかりまして、当時のそのいふ議決の上には何ら変更をする必要はないと考えますから、どうぞそゝういふ点を十分御了承くだされまして、至急關係方面と打合せ

の上、いわゆる遡及するかどうか、これは非常に大きな問題です。官公吏にとりましては、まさに非常に重大な問題でございますから、ぜひとも責任ある御答弁を、後日この委員会でお願ひしたいといふことをお願いいたします。今日はこの程度で散会せられんことを希望いたします。

○高橋(順)委員 ただいま法務総裁にお尋ねした問題と関連しましては、また明日お伺ひしたいと思ひますから、法務総裁に御出席をお願いいたします。

○角田委員長 本日はこれにて散会し、明日午前十時より開会いたします。

午後六時六分散会

昭和二十三年十二月二十七日印刷

昭和二十三年十二月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局